

政府・東京電力統合対策室合同記者会見

日時：平成23年5月21日（土）16：30～19：25

場所：東京電力株式会社本店3階記者会見室

対応：細野内閣総理大臣補佐官、西山審議官（原子力安全・保安院）、
坪井審議官（文部科学省）、加藤審議官（原子力安全委員会事務局）、
梅田食品安全部長（厚生労働省）、武黒フェロー、松本本部長代理
（東京電力株式会社）

* 文中敬称略

○司会

お待たせいたしました。それでは、ただ今から「政府・東京電力統合対策室合同記者会見を始めさせていただきます。まず最初に細野豪志内閣総理大臣補佐官からあいさつ及び冒頭発言をいただきます。

<冒頭あいさつ及び冒頭発言>

○細野補佐官

補佐官をしております細野豪志でございます。合同の記者会見にいつもお運びいただきまして、ありがとうございます。御覧をいただいている国民の皆さんにも心より感謝を申し上げます。私からは冒頭3点報告をさせていただきます。まず第1点目ですが、今日は厚生労働省の医薬食品局食品安全部長の梅田勝様に会見に御同席をいただいております。食品の安全について多くの皆さんが御関心があって、御質問をいただきまして、それに十分回答することができてきませんでしたので、そうした御質問に答えるために今日は出席をいただいております。なお、連日こうした会見を行っているわけですが、厚生労働省でそれぞれ情報提供はしていただいておりますので、会見への同席については今日に限定をしてということで御容赦をいただいて、それについての御質問がある方は積極的に皆さんから手を挙げていただきますようお願いいたします。続いて2点目でございますが、東京電力の顧問の一覧表を今日は皆さんにお配りしております。これは皆さんからの御質問、国民の皆さんからの御要望を受けて、私の方でも東京電力に要請をいたしまして、若干時間はかかってしまいましたけれども、今日の公表となったということでございます。中身については、東京電力から説明があると思っておりますので、それをお待ちいただきたいと思います。そして、もう1点、3月12日の東京電力福島第一原子力発電所1号機への海水の注入に関する事実関係という1枚のペーパーを配らせていただいておりますので、そちらを皆さん御覧いただけますでしょうか。この紙です。

下の方にあるかもしれません。すみません。何枚目にありますか。確認してください。

○司会

お手元にございますでしょうか。無い方がおられましたら、今、お配りします。よろしいでしょうか。ひよっとすると下の方かもしれません。よろしいでしょうか。

○細野補佐官

よろしいですか。このペーパーは、昨日以降の様々な報道を受けまして、統合対策本部としてまとめたものでございます。主に政府側では官邸と経済産業省、保安院でこの紙を取りまとめましたので、御報告をさせていただきたいと思っております。3月12日は11日の地震があった次の日でございます、大変緊迫をした状況が続いた日でございます。この紙に書いております順番で御説明を申し上げますと、14時53分にそれまでされてきた真水の注入そのものがストップをしております。そこまでに8万Lの注入が行われたということを確認をしております。そして、真水の注入が停止した後、15時36分に1号機の水素爆発が起きております。御記憶をされている方も多いと思うんですが、この水素爆発の後、爆発そのものの意味合いが何なのかということについて、十分な分析ができない時間帯が続いてまいりました。また、これは福島第一原子力発電所の中ということになりますけれども、第1回目の水素爆発、大きな爆発ということでございますので、現場も非常に厳しい状況がこの後続いたということも私自身、確認をしております。その後、ようやく水素爆発の状況が把握でき、そして、次なる手を検討しなければならない状況になりまして、18時から18時20分頃、官邸で総理を含めた海水注入についての打ち合わせが行われております。その中で海水を注入することによりまして、冷却を実施する場合、総理からは原子力安全委員会、さらには原子力安全・保安院などに安全性について確認をするようにという話がございました。特に総理の方からは、再臨界の危険性はないのかということについて確認がございました。括弧の中で書いておりますとおり、原子力安全委員長から再臨界の危険性があるとの意見が出されましたので、その後のホウ酸の投入など、それを防ぐ方法を検討すべきだということで、この会合が約1時間後まで休憩という形になっております。東京電力からは、海水の注入については、約1時間少しぐらい、つまり7時半頃までは入りにくい状況ではないかということもございましたので、その間はしっかり検討するようにという指示がございました。括弧の後で書いてございますとおり、その後、19時40分に海水注入についての検討結果を報告いた

しまして、その後、海水の注入に至ったということでございます。しかし、その一方で、19時4分に東京電力がホウ酸を混入しない形で海水試験注入を開始しているという事実が明らかになっております。海水試験注入後の時点で、東京電力の担当者、今日はこの経緯がありますので、東京電力から武黒フェローにおいでいただいておりますけれども、武黒フェローが現地と連絡を取ったということでございます。この間、少し時間が空いておりますのは、当時は本店、さらには現地ともに連絡を取るのに大変困難な状況が続いていたことが影響したということでございます。そして、19時25分に東京電力は海水試験注入を停止するということになっております。この間ですが、私自身も官邸にいましたが、海水注入の事実そのものを官邸としては全く把握をしておりませんでした。この事実を私が知ったのは相当後になってからでございます。私自身はそういうことがあったのかということで大変驚いたのを記憶しております。その一方で、東京電力の担当者からは、右側の四角のところに書いてありますが、保安院に対して口頭で海水注入についての連絡はしたようであります。ただ、保安院の側に今日確認をいたしましたけれども、口頭での連絡を受けたという記録が残っておりません。そして、官邸にもその情報は届いていないという状況でございました。また、元に戻りまして、19時40分に総理への説明が行われておりました。その説明を受けて、19時55分に総理によりまして海水注入の指示が行われて、その後、20時5分に経産大臣より海水注入の命令が出されたという時系列になっております。なお、ホウ酸の投入の必要性については議論が行われ、必要だという判断が行われておりました。試験中のところはホウ酸は入っていないんですが、そこは確実に注入すべきだということでございます。20時20分に海水の注入を開始した後、20時45分に再臨界を防ぐためということで、ホウ酸についても併せて投入が開始されているということでございます。最後に私の方で付言をいたしますと、昨日来の報道につきましては、必ずしも事実に基づかない報道が一部にございました。こういう非常に大きな事故が起こっているわけでありまして、その事故に伴う様々な判断や責任というのは当然総理も非常に重く問われますし、私ども1人1人もその責任からは免れないものであると考えています。しかし、その一方で、しっかりとした事実に基づいた判断を皆さんにさせていただきたいと思うんです。今日ここでお示しをした時系列の動きというのは、関係者に相当しっかりヒアリングをして、東京電力ともしっかり確認をして事実を書き、皆さんにお示しをしておりますので、その点については、この事実に基づいて、様々な皆さんから御質問なり御批判なりをいただければ大変幸いだと思っております。私からは以上でございます。

○司会

ありがとうございます。それでは、お手元の式次第でございますが、3番目のところでございますけれども、先ほど細野補佐官から御説明いただいたところでございます。今日は3番目のところに書いてございますように、本件に限ってまず質疑をやらせていただければと思います。最大で30分ほど見込んでおりますので、その後の4の説明につきましては、質疑の後ということで実施させていただければと思っております。それでは、通常と変則的で大変恐縮でございますが、先ほど細野総理補佐官からございました説明に関しまして、質疑の方をお願いしたいと思います。御質問のある方は挙手をお願いいたします。こちらの列の1番後ろの方と3番目の方です。

<質疑応答>

○産経新聞 村上

Q：産経新聞の村上といいますが、細野さんにお尋ねいたします。2点あります。

1点目は、これまで政府は3月12日18時に総理大臣の指示があった、第一原発について真水による処理を諦めて、海水を使えという指示を出したと報じられております。この指示については、どういうふうにお考えなのか。これは誤りではないかと思いますが、その点についての認識を伺いたいのが1点。それから、本日、先ほど配られました19時4分のところに試験注入を開始とありますが、試験というのは一体何なのか。この辺が分かりにくいので、海水を注入するということと海水を試験注入することの違いなども含めお尋ねできればと思います。教えてください。

A：（細野補佐官）まず1点目の18時からの時系列の流れでございますが、私も元々作るときから関わっていたわけではありませんので、これが正しい事実でございます。そういった形で記述があったとすれば、18時は経済産業大臣から東京電力に対して海水注入の準備を進めるように指示があった、それを正確に記述できていないのではないかと思います。

A：（東電）当時、官邸で対応を行ってまいりました。海水を注入するということについては、実際に総理以下の場で安全性についての評価や検討がなされるという段階でありますので、その判断がなされた際に速やかに適切に海水が注入されるということが必要でありますので、それを確認するためにあらかじめ試験的に注入を行うという性格だったと理解しております。

○司会

よろしいでしょうか。それでは、前の方。

○読売新聞 吉田

Q：読売新聞の吉田と申します。まず 14 時 53 分の真水の注入停止なんですが、これはどうして停止したんでしょうか。それから、もう 1 点、試験注入の開始というところで、どういったところからこの時点での判断になったんでしょうか。今おっしゃられたことともし重複するようであれば、省略しても構いませんが、よろしく願います。

A：（東電）こちらは東京電力からお答えさせていただきますが、まず 14 時 53 分に真水の注入が停止したところにつきましては、現在その理由を精査している段階でございます。いわゆる淡水を注入するべく準備を進めておりましたけれども、淡水をためておきますろ過水タンクですとか、純水タンクのところから水源としておりますので、そういったところがうまくとれなくなったということが考えられますが、この点については、今、調べている段階でございます。19 時 4 分に当社で海水の試験注入を開始いたしましたのは、真水の注入が 14 時 53 分に停止した以降、水の注水に関しましては、私どもでも何とかして水を入れなければいけないということで準備を整えていたところでございます。その実施段階が 19 時 4 分でございますので、この段階から注水を開始したことになります。

Q：その段階で再臨界の危険性といったことに関しては、東電内ではいかがだったんでしょうか。

A：（東電）私どもといたしましては、まだこの時点では再臨界の危険性はないと判断しておりまして、今回 19 時 4 分という段階で海水を試験的に入れ始めたということでございます。一方、細野補佐官から御説明がありましたとおり、政府側から再臨界の危険性があるという連絡を受けましたので、今回改めて検討を要したということになります。

○司会

よろしいでしょうか。それでは、次願います。1 番前の真ん中の後ろの女性の方と、あと前の方の女性の方です。

○フリーランス 江川

Q：フリーランスの江川です。何点かあるんですけども、1 つはいただいたペ

一パーの真ん中辺にある右側の四角に、東電担当者から保安院に口頭連絡したが、その記録はないということですが、連絡した担当者及び保安院の電話を受けた側、それぞれ特定されて、この事実は確認されているのでしょうかということが1点。それから、19時04分に東電が海水の試験注入を開始ということなんですが、これは経産大臣の海水注入の準備を進めるように指示というのとどう関連付けられるのでしょうか。準備を試験的にやれと受け止めたのかということなんですが、そこを詳しく教えてください。それから、その下に東電担当者が現地と連絡というのは、武黒さんということでもいいのでしょうか。そうすると、どういう趣旨で、どういう内容の連絡をしたのでしょうか。注入しているのはやめろということと言われたのでしょうか。その辺を詳しく教えてください。

A：（細野補佐官）まず第1点目ですが、東京電力の担当者から保安院に口頭連絡をしたが、保安院側にはその記録がないという部分については、それぞれの当事者、東京電力は東京電力、保安院は保安院で確認をしてもらった上で、双方の認識としてこれがそれぞれの認識だということそのまま書いてございます。次に準備でございますが、経産大臣からの指示というのは、いつでも入れられるように準備をしておくようにという指示だったと記憶をしております。

A：（東電）海水注入後に現地には連絡を取ったんですが、私は官邸にいましたので、海水の注入がこの時点で行われているということは存じませんでした。むしろこの後に行われる総理への説明の結果、もし御了解が得られたならば、速やかに海水注入を開始したいと思いましたので、そういった状況についての確認をしたいと思って問い合わせをいたしました。その中で海水注入が行われているということを知りましたので、官邸で今こういった議論がされているということを伝えて、本店と対応の協議をしてはどうかということとその際に併せて申し上げております。

Q：そうすると、海水の試験注入を始めたというのは、誰の判断で、誰の指示で行われたのでしょうか。

A：（東電）こちらの関しましては、東電側の方が14時53分に真水の注入が終わった後、何とかして原子炉の方に水を入れなければいけないということで、水源としては海水ということ判断いたしまして、注水を開始したものでございます。したがって、19時04分の段階で準備が整ったので試験注水を

開始したことになります。

Q：それは現地、言ってしまうえば吉田所長の判断ということなんですか。

A：（東電）そうです。

Q：そうだとすると、経産大臣の準備を進めるようにという指示は宙に浮いてしまったということなんですか。

A：（東電）宙に浮いているといいますか、まだ発電所、本店に関しましては、18時から18時20分頃に再臨界の危険性があるというような議論をされていることに関しましては、まだ存じ上げていない段階でございまして、私どもといたしましては、14時53分に水が停止した以降、何とかして炉に水を入れなければいけないということで全力を尽くしていった結果でございまして。

Q：経産大臣からの指示は、現地には届いていなかったと理解すればいいんでしょうか。

A：（東電）まだどういった段階でこの指示が現地まで届いていたかについては、まだ確定ができておりません。

Q：現地に届いていないんだけれども、現地は現地で何とか水を入れようとして独自にやっていて、経産大臣から東電への指示はまだ現地に届いていなかったということではないのですか。

A：（東電）そのところのいきさつについては、まだ確定的な段階にはなっていないということでございます。

Q：そこは調べてください。

○司会

ほかの方がいかがでしょうか。こちらの列の後ろから3番目、真ん中の方です。それから、端の後ろから2番目の方。

○テレビ朝日 村上

Q：すみません。先ほどマイクをいただいているんですけども、よろしいで

すか。

○司会

大変失礼しました。ごめんなさい。どうぞ。

Q：テレビ朝日の村上と申します。19時4分の試験注入の開始、停止、これは先ほど細野さんも驚いたとおっしゃっていましたが、なぜ一刻も早く官邸に報告がされなかったのでしょうか。

A：（東電）私どもといたしましては、少なくとも東電の担当者から保安院さんには連絡を入れておりますけれども、そのところできちんとした伝達が行われなかったのではないかと考えています。

Q：あくまでも東電が自主的に判断ということになりますか。

A：（東電）19時04分の海水注入に関しましては、何とかして原子炉に水を入れなければいけないということを常に考えておりましたので、その結果ということで19時04分になったということです。

Q：もう1点、19時25分に東電が海水の注入を停止した1番の理由というのは何でしょうか。

A：（東電）こちらに関しましては、東電の担当者が現地と連絡ということがございますけれども、官邸側から再臨界の危険性があるということで、私どもといたしましても、こういったことをきちんと確認した上で注水する必要があると判断したもので、19時25分に一旦停止をしたということでございます。

○司会

よろしいでしょうか。失礼しました。先ほどの前の男性の方、次に後ろの方。

○毎日新聞 平野

Q：毎日新聞の平野と申します。先ほどの19時25分の停止なんですけれども、確認ですが、そうすると、経産大臣からの要請があったから停止したということなんですか。ここがちょっとよく分からないんです。

A：（東電）経産大臣から止めなさいという指示があったわけではございません

が、私どもの方が官邸側からの再臨界の危険性があるという認識を伝えられたものですから、こちらはきちんと再臨界の危険性について確認した上で実施する必要があるということで、官邸側の判断が必要ということで一旦停止をしたものでございます。

A：（細野補佐官）私の方から付け加えますと、官邸の側は 19 時半頃までは準備段階であって、まだ海水を入れることができる状態ではないと認識をしていたんです。ですから、海水を止めるという指示は、事実としても入っていることを知りませんでしたし、そういうことができる状態にあるということも知りませんでしたので、総理も海江田大臣も水を止めるということについては指示をしておりません。

Q：もし官邸での議論がなかったら、東電としてはこのまま注水を続けていたかもしれないということですか。

A：（東電）そちらに関しましては、仮定のお話になりますけれども、この流れを考えますと、そのまま注水していたのではないかと考えています。

Q：客観的に見ると、試験かどうかというのは、今、聞いたお話だけだと後知恵みたいな感じにも見えるんです。これは本当に試験として、例えば 20 分間だけ注入するとあらかじめ決めて、例えばプラントのパラメータがこういう状態になって、安全性が確認できたから止めるとか、そういうのであれば分かるんですけれども、ただ、それは何となく首相官邸の議論をおもんばかって東電が止めた。それをもって後から試験と言ったとも見えるんですが、そこはどうなんでしょうか。

A：（東電）当然試験的に入れてみてうまくいったら、そのまま継続して、いわゆる名前が試験注水から本格的な注水に切り替わることはあろうかと思っています。ただ、この段階ではまだ試験的に入れてみて、ポンプですとかホース、吸い込み側の状況等をきちんと確認していく必要があると判断いたしておりましたので、試験注水という状況になっています。その後、当然このまうまくいくのであれば、そのまま本格注水に切り替えるということはあるかと思っています。

Q：たった 20 分間の注水でこういったところの安全性を、例えばどこの弁が安全に機能するとか、パラメータに危険な変化がないとか、たった 20 分間で

ここまで判断できたのかというところが疑問です。

A：（東電）こちらに関しましては、20 分間の中で現場の確認を終えるという時間的な経過ではございませんで、19 時 04 分から試験注入を開始して以降、その後政府から再臨界の危険性があるという御意見があったということで、これはきちんと確認しておくべきだろうということで一旦停止をしたということになります。

○司会
どうぞ。

○朝日新聞 小堀

Q：朝日新聞の小堀です。関連なんですけど、政府の再臨界の危険性があるという認識とか御意見が伝えられたというのは、いつ、誰から東電に伝わってきたのでしょうか。それと、その後、結局試験注入を止めて、1 時間注水を止めていますけど、爆発した後ですけども、中断による何らかの影響というのはあったのでしょうか。これは東電と保安院に聞きたいです。あと、そもそも海水の注入はいつから検討されていたかということがこの表にはないんですが、海水の注入を検討していたのはいつだったのか。すみません。最後に吉田所長の判断で試験注水は開始されたということなんですけれども、これはアクシデントマネジメントのマニュアルでは所長がやっていいということになっていたのでしょうか。

A：（東電）最初の再臨界の危険性云々の議論については、当時、私は官邸におりましたので、その議論を受けて、そして、本店にもそういった状況なので、幾つか技術的な説明をする必要がありますので、その点の問い合わせを行っております。

A：（東電）それから、海水を注入することを検討し始めた時期でございますけれども、これは何時から検討し始めたという問題ではございません。全体の炉心に注水する手段が全部なくなっているという状況でございますので、当然真水の方から注水を開始いたしましたけれども、これが枯渇することとなれば、次は海水ということはオプションの 1 つとして既にあったものでございます。したがって、真水がなくなれば当然次は海水という選択肢を実行していくこととなります。それから、アクシデントマネジメントマニュアル上の記載につきましては、水を注入するということが決められております

ので、真水であろうと淡水であろうと所長の判断で注水することはできます。

A：（保安院）保安院ですが、中断によって何か影響があったかということについては、現時点では分かっている影響は特にありません。

Q：すみません。最後に 1 点確認なのですが、武黒さんが官邸にいらっしゃって、再臨界の危険性があるという意見を本店に伝えたのは、この表でいうといつ頃のことになるのでしょうか。

A：（東電）正確な時間までは覚えておりませんが、恐らく 19 時前後であったと思います。といいますのは、一旦こういった議論を踏まえて論点を整理して、それぞれ内容の確認をした上で、私から東電としての対応すべき事柄を伝えることにしているんですが、当時、官邸からの電話が輻輳しておりまして、私の携帯で連絡をとろうとしたんですが、本店側も担当窓口との連絡がとりにくい状況がありましたので、少し時間がかかったということを記憶しております。

○司会

次はいかがでしょうか。真ん中の列の後ろの女性の方と、後ろの列の 1 番前の男性の方です。

○共同通信 川口

Q：共同通信の川口と申します。分からなかったので改めて教えていただきたいんですが、19 時 25 分に東電が海水の注入を停止したのは、誰の判断で、どういう理由の判断ですか。

A：（東電）こちらに関しましては、東京電力の緊急時対策本部の判断として、試験注水を停止するということになります。それから、どういった理由でということになりますけれども、官邸から再臨界の危険性があるという御意見があったということで、こちらに関しましては、政府の判断を待つ必要があるということで一旦停止をしたことになります。

Q：そこで、そもそもなんですけれども、海水を入れる前に水は原子炉内にあったと判断していらっしゃったのでしょうか。もしあったとすると、別にそこに海水を入れたからといって再臨界をする可能性というのは低いような気もするんですが、その辺り、細野さんと東電側と両方の認識を教えてください

い。

A : (東電) こちらに関しましては、水があったか、なかったという判断よりも、その時点では原子炉に水を注水する手段がなかったものですから、これに関しましては一刻も早く、海水にしろ、淡水にしろ、水を注水する必要があると考えておりました。

A : (細野補佐官) 当時の官邸の状況としては、水があったか、なかったかという分析に時間を費やしているというよりは、海水を入れるとすればどういったやり方が1番安全なのか、特にホウ酸の投入というのが1つ大きな議題にもなっておりましたので、その検討をしていたと記憶しております。専門家の意見を聞いて、それに基づいてということしか当時の状況からすればなかったですから、そういう対応をするのに6時半頃から7時半頃まで時間を費やしたということでございます。

Q : これで最後にしますが、こちらで聞いている専門家の方の話ですと、とにかくこの状況だと注入をまず何よりも優先させるべきだったのではないかという話を聞いております。そこで、細野さんにもう1点お伺いしたいんですが、臨界の可能性、ホウ酸を入れるかどうかという可能性、それと注入をする必要があるかという選択、この中で1回注入を止めて検討する必要があったとしたのは、妥当な判断だったのかどうか教えてください。

A : (細野補佐官) 注入を止めたわけではないんです。ここは是非皆さんに御理解いただきたいんですが、7時半までは海水についてはなかなか入らないという前提があったわけです。どちらにしても水が入らないのであれば、ホウ酸を含めたやり方について慎重な検討が必要だろうと考えたわけです。でも、結果として7時過ぎから入っているというのは、武黒フェローも一生懸命情報をとろうとされたんでしょうけれども、当時、官邸におられた東京電力の担当の武黒フェローと現場が逐次連絡が取れない状況にあったということが反映をしたものと思います。繰り返しになりますけれども、水は入らないという前提でやり方を検討したということをして是非皆さんに御理解いただきたいと思います。

Q : 追加で1点です。そうすると、官邸が実は水が入っていたと知ったのは、武黒さんから事実を教えられたのは、いつ、何時何分の段階ですか。

A：（細野補佐官）冒頭で御説明申し上げたんですが、私が事実を知ったのは何ヶ月も経ってからです。ついこの間です。10日ぐらい前だったかもしれませんが。それで、大変驚いたんです。ですから、この後、武黒フェローも帰って来られて7時40分から打ち合わせをしているんですが、そこでもそういう御説明はなかったので、総理もずっと後になってから知ったんです。ですから、水が入らないという前提で、それならば海水にホウ酸を加えてやる方法はいいのかということについて、より安全な方法を官邸としては検討したんです。その判断自体は、当時の状況からすれば、それが客観的に事実でなかったということはあったわけですが、入らない状況ではなかったということではあります。入り得る状況だったという事実の認識の誤認はあったということではありませぬけれども、そういう前提に立つならば、私は間違った判断ではなかったのではないかと考えています。

Q：ありがとうございました。

○司会

後ろの先ほどの方。

○ジャパンTV 白木

Q：ジャパンTVの白木です。これはどなたにお聞きすればいいか分からないんですけれども、現在、海外から援助物質として入っている放射線計、サーベイメーター等の総数とその所在はどこにあるか把握されていますでしょうか。

○司会

すみません。先ほど補佐官の方から説明のあった海水注入の件のみの質疑ということをお願いしています。

Q：分かりました。

○司会

それでは、1番前の男性の方、同じところの後ろの男性の方。

○読売新聞 吉野

Q：読売新聞の吉野と申します。今までの説明を整理すると、まず細野補佐官始め官邸の総理などは、試験注入をしていることそのものを御存じなかった。東電側は当然の手順として淡水が切れた段階で海水の試験注入というものを

始めておった。そのことについては口頭で保安院さんにお伝えしていた。間に武黒フェローが官邸におられたということで、4 者が微妙に違っておって、海水注入の試験を停止したのは官邸からの再臨界の可能性があると認識であったということで、そもそも政府と東電の間を取り持つのは武黒フェローなんでしょうか、保安院なんでしょうか。その役割がよく分からないです。

A：（細野補佐官）様々な状況共有の場所があったのは事実でございますけれども、当時は省庁別に判断をするというよりは、官邸でいろんなことを判断せざるを得ないぐらい切迫をした状況でしたので、私どもとしては指示も武黒フェローにお伝えをしていたし、東京電力の情報も武黒フェローを通じて聞くという体制になっておったんです。ただ、なかなかそれだと情報のやり取りがうまくいかない面があるので、そういったいろんな事情を勘案して、やはり本店に本部を構えた方がいいだろうということで、15 日からはそういう体制になったということです。

Q：いまいちよく分からないんですが、連絡をする責任者というのは、それぞれ東電ではどなたで、官邸ではどなたで、保安院ではどなたが責任を持って3者ないし4者の意思を統一するというか、連絡をする体制になっておったんでしょうか。それが決まっていなかったということなんでしょうか。

A：（東電）当時、東京電力からは私ほかの人間が官邸に出向いておりましたので、官邸の意思あるいは動向については、私から本店へ伝える。必要な場合には発電所に問い合わせる、この件は1回だけでしたけれども、そういうことで取り組んでおりました。ただ、通信連絡などがうまくないということもありましたのと、この件については相互の認識が少し違っていたということについて、当時、十分に把握できなかったということがあったかと思っております。

A：（細野補佐官）当時、総理の下で全体の取り仕切りをしていたのは、海江田経済産業大臣です。経済産業大臣がその場所におられましたので、そういった体制になっていたと思います。官邸に海江田大臣がおられましたので、官邸で直接連絡をして、様々な判断をするという体制になっていたと承知をしています。

Q：保安院の方というのは、どなたか官邸なりに介在しておられたんでしょうか。

A：（保安院）官邸にも詰めておりましたけれども、大臣の下に誰がいたかは、今、私は分かりません。

Q：要するに武黒フェローと海江田さんのコミュニケーション不全だったということなんですか。それとも別の要因があるということなんですか。

A：（東電）極力心がけておりましたが、東電側の試験注水ということについては、水が入るということを確認するというので私は受け止めておりましたので、その意味では私からの情報提供が不適切であったということをお返事を反省いたしております。

○司会

申し訳ございません。冒頭申し上げましたように、この質疑は 30 分でとっておりますので、今マイクを持たれている方の御質問で終わりにさせていただきます。恐縮でございます。

○共同通信 菊池

Q：共同通信の菊池です。細野さんに 2 点と松本さんに 1 点お伺いします。まず細野さんになんですけれども、先ほど東電側が 19 時 30 分まで水が入りにくいのではないかと、結果的に事実誤認だったというお話ですが、この判断というのはどこのどういった情報に基づいて 19 時 30 分まで水が入りにくいと判断されたかということ。あと、東電担当者の方が保安院に口頭連絡して、保安院側にその記録がない。これは双方を聞き取ってこういう事実で確定したということですが、保安院側の方は聞いたけれども、記録を残していなかったという意味なのか、口頭連絡があったということ自体記憶がないと言っているのかということ。更に保安院側の人というのは、19 時 30 分まで水が入りにくいという判断していることを知っていたかどうかを教えてください。

A：（細野補佐官）まず前提として申し上げたいんですが、福島原発の発電所の方で水素爆発をした後の状況を皆さん想像していただきたいんですが、さまざま状況の中で努力をしていた方が、連絡をする時間に十分に様々な配慮ができなかったのはやむを得ない面があると思うんです。それが前提ですから、そこを私は今回のこの事案のそれこそ批判の対象には絶対にしたくないという思いがあります。また、武黒フェローも前の晩から寝ずに、コミュ

ニケーションがうまくいかないということはありません。我々は 24 時間顔を突き合わせてずっと打ち合わせをしていました。全ての情報を当時は共有していたんです。ですから、我々の間でコミュニケーションのギャップが、海江田大臣も含めてあるということは全くあり得ない状況でして、武黒フェローが最大限の情報を取ろうと努力をしておられた姿も我々は見えていたわけです。ですから、そこは武黒フェローも責められないし、ましてや福島の発電所の皆さんも全く責められないと思います。そういうことを前提に聞いていただくとすれば、申し上げますと、19 時半までは水が入ることは難しいとおっしゃったのは武黒フェローです。ただ、それを責める気は私には全くありません。

A：（保安院）私の知っているところは、東京電力から連絡があったことについて我々のチームは記憶がないということでもあります。

Q：最初の質問の方で追加なんですけれども、そうすると、武黒さんはなぜ 19 時 30 分までは水が入りにくいと判断されたのでしょうか。

A：（東電）18 時からの打ち合わせの前に本店に状況の問い合わせをしたときには、まだ時間的な見通しについては明確なものが得られていないということで、そのときの状況からすると、19 時半というタイミングではまだ水の注入が可能になるとは判断できる状況ではなかったとっております。それがあったので、19 時過ぎだったと思いますが、現地にその後の状況の確認をしたということでもあります。

Q：松本さんに 1 点お聞きしたいんですけれども、先ほど試験注入をした後、本格注入、試験注入と本格注入で使いわけていらっしゃいましたが、試験注入と本格注入は量とか入れる場所とか何か違うのでしょうか。

A：（東電）基本的には違いはございませんが、まず最初の段階で試験的に入れてみて、ポンプの様子ですとか注水の手段、これは海水のところに吸い込み口を突っ込んで入れますので、そのほかホースからリークがないかというようなことを確認していく段階を試験注水と申し上げました。その後、当然順調に注水ができるということが確認できれば、一旦それでやめるということではなくて、本格注水の方にそのまま継続することはあり得るということでございます。

Q：先ほど切り替えるというような表現をされたんですが、事実は切り替えるというよりもそのままということですか。

A：（東電）試験注入の段階で何か不具合等が見つければ、一旦停止するなり、接続し直すということはあろうかと思えますけれども、順調に動いているのであれば、わざわざ名称を変更するために切り替えるということではございません。

Q：分かりました。ありがとうございます。

○司会

それでは、大変恐縮でございます。手を挙げておられる方がおられますが、先ほどもこちらの方におられましたけれども、申し上げましたように、次の事項の説明等もでございますので、一旦質疑はここで切らせていただければと思います。

○細野補佐官

大変申し訳ないんですけれども、武黒フェローは技術部門の責任者なんです。現場のいろんなことの判断の責任者なんです。我々は記者会見をできるだけ優先しようと思っておりますが、役割分担をしております、正確に情報をお伝えした方がいいだろうということで、私の方で強く要請をして出てきていただいたので、時間は申し訳ないんですが、かなり御質問をお受けしましたので、御理解を賜りたいと思います。私だけの御質問であればお受けします。この後、説明をした後、基本的にテーマを絞らずに御質問を受けますから、そこで聞いていただけますか。

○司会

恐縮でございます。そのようにお願いいたします。それでは、次第の4番目でございます。関係機関からの説明ということでございまして、冒頭、細野補佐官からございましたが、今日は厚生労働省に御出席いただいております。最初に食品中の放射性物質の検査体制について、厚生労働省から説明いたします。

<食品中の放射性物質の検査体制について>

○厚生労働省

厚生労働省食品安全部長の梅田でございます。食品の放射線検査についてお答えします。まず最初に厚生労働省は安全な食品が流通するよう、食品に規格

基準を設け監視するということが所管事項に入っておりまして、食品衛生法という法律を所管しておりまして、それに基づきまして、食品の安全を担当しておるところでございます。今回、放射性物質が付着した食品につきましては、平成14年に緊急時における放射能検査マニュアルという検査の仕方についての通知は出しておりました。ただ、それまでの放射性物質への対策は、例えばチェルノブイリの事故があったときに海外から持ってくるようなものに対する対応等がメインでございまして、日本国内でそういう事情はございませんでしたので、規格基準というものがございませんでした。今回、3月のこの事故を受けまして、早速17日に暫定規制値というものを作りまして、その規制値を上回るものは食品衛生法違反ということで取り締まれるという形にいたしました。測定法につきましては、ガイドライン、食品衛生法というのは農薬とか抗生物質などが入っているということに対して、個別の食品に対して作られた法律でございまして、そういう違反食品が見つかった場合には当該食品又はそれと同一ロットの食品にしか対応ができませんので、今回のような広い範囲のものにはできません。これにつきましては、原子力災害特別措置法に基づきまして、原子力災害対策本部の判断で出荷制限とか摂取制限などがかかっているところでございます。その基準につきましては、4月4日に検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方が作られましたので、それに基づきまして、各都道府県でどのような検査計画を立てたらよいかという指導を厚労省で行っておりまして、実際は食品衛生法における検査というものは都道府県の事務になっておりますので、厚労省から測定方法のガイドライン、検査計画についての指導を行っているところでございます。そして、都道府県で行われましたデータは、今回の場合、一元的に厚生労働省に集まることになっておりまして、それを適宜原子力災害対策本部を始め関係各省に御連絡しておるところでございます。検査の方法の質問がございましたが、これはゲルマニウムの装置によりまして、ガンマ線を測定しておりますので、ヨウ素とセシウムをはかっております。食品の場合には、食品をある意味で流通させながら検査を行いますので、非常に迅速性が求められます。1週間、2週間かかる検査は食品衛生法の検査としては向かないということで、そのようなものがある場合、ガンマ線が必ず出ますので、そちらで検査をしておるところでございます。各県におきましては、各県の地方衛生研究所、日本分析センター、食品衛生協会等々いろんなところに依頼をしておりまして、既存の検査機器をとにかく有効活用していただきたいということで、これは農水省、文科省、関係省庁の協力を得つつ、近隣で検査機器を有するところ、厚労省でございましたら、国立保健医療科学院とか検疫所でございます。そして、大学、国立の研究所を紹介する仕組みをとっておりまして、都道府県が行います測定を援助しておるところでございます。

今後ともこれらの機器の整備につきましては、いろいろな予算等で検討していきたいと考えております。説明は以上でございます。

○司会

ありがとうございます。それでは、関係機関の説明の2つ目でございますが、環境モニタリングについて説明を順次いただきます。まず東京電力からサイト内における環境モニタリング結果について説明いたします。

<環境モニタリングについて>

○東京電力

東京電力でございます。お手元の資料に従いまして、御説明させていただきます。資料の方は3種類ございます。順番に説明させていただきますと、まず1つ目は空気の分析結果でございます。資料のタイトルを申し上げますと「福島第一原子力発電所敷地内における空気中の放射性物質の核種分析の結果について」サブタイトルが「第57報」となっているものでございます。こちらに関しましては、発電所敷地の西門、福島第二のモニタリングポストの1番というところのダストの分析結果でございます。ヨウ素、セシウム、空気中の濃度限度に対する割合としては1%程度という段階でございます。経時変化につきましては、3ページ目、4ページ目のグラフを御覧ください。続きまして、海水の分析結果でございます。お手元の資料のタイトルで申し上げますと「福島第一原子力発電所付近の海水からの放射性物質の検出について」ということで、サブタイトルが「第59報」となっているものでございます。こちらに関しましては、福島第一原子力発電所の沿岸部、沖合の地点におきまして分析を進めているものでございます。ページをめくっていただきまして、それぞれの分析結果を載せさせていただいておりますけれども、経時変化につきましては、グラフのとおりでございます。濃度限度付近で横ばいしないしは若干低下傾向という状態でございます。続きまして、3番目の資料でございますが「福島第一原子力発電所構内における土壌中の放射性物質の核種分析の結果について」ということで、サブタイトルが「続報11」となっているものでA41枚縦の裏表の資料でございます。こちらに関しましては、これまでプルトニウムの分析を行っておりますけれども、ウランの分析結果が採取されましたので、本日、御報告させていただきます。ページをめくっていただきまして、裏面になりますが、4月25日に採取したグラウンドのところの土でございますけれども、日本分析センターさんで分析させていただいたウラン234、235、238というものにつきましての分析結果でございます。例えばウラン238で申し上げますと、 $12 \pm 0.60 \text{Bq/kg}$ という検出結果でございます。なお、今回検出しましたウランにつきましては、自

自然界に存在するウランとの放射平衡という状態だと考えておりますので、天然由来のものではないかと考えておりますけれども、今回の事故によります由来に関しましては、誤差の範囲内に入る程度ではないかと考えております。私からは以上になります。

○司会

ありがとうございます。それでは、続きまして、文部科学省から環境モニタリング結果等につきまして、説明いたします。

○文部科学省

文部科学省の坪井でございます。お手元に文部科学省のクレジットの資料を2つお配りさせていただいております。厚い資料と別冊の資料でございます。まず厚い資料の方で、17ページを御覧いただけますでしょうか。従来と変えました。従来は番号順に地点名をまとめておりましたが、分かりにくいということで、前回から市町村別に観測点をまとめた形でデータをまとめるような形にいたしております。少しでも分かりやすくなるようにということで、このようなやり方にしたものでございます。76ページを御覧いただければと思います。こちらは20km圏内の土壌の分析ということで、今回、ウランですとかプルトニウムについて分析を行った結果が出てきたものでございます。プルトニウムについて3つほど観測値が出ております。ただ、こちらについては、いわゆる同位体を分析したところ、フォールアウトの結果、以前の核実験に由来するものではないかと分析をしているものでございます。続きまして、78ページでございます。実際の図面につきましては、81ページにございますが、海洋については広域化ということが観測点を増やしました。宮城県沖、茨城県沖について今回観測した結果が出てまいりましたが、データについてはいずれも不検出ということでございました。海洋については、引き続き広域化した中で観測を続けてまいりたいと思っております。あと、84ページからは毎週行っておりますが、学校の校庭等の測定結果でございます。先週に引き続きまして、いわゆる校庭の使用制限を超える値を出すような学校は今のところ1つもなくなっているという状況でございます。あと、文部科学省の資料ではございませんが、その資料の下に総合科学技術会議というクレジットの資料をお配りしているかと思いますが、ございますでしょうか。表題は平成23年度科学技術戦略推進費重要政策課題への機動的対応の推進及び総合科学技術会議における政策立案のための調査によるプロジェクトに係る実施方針で、5月19日付のものでございます。この中で放射性物質による環境影響の対策基盤の確立というプロジェクトがこの推進費を使って認められることになったということで、内閣府の総合科学技

術会議の方から発表された資料でございます。この中には大きく 2 つの内容がございます。1 ページの真ん中辺りに実施内容がございますが、①の放射性物質の分布状況に関する調査研究、2 ページ目にありますが、農地土壌における放射性物質除去技術の開発ということでございます。3 ページ目と 4 ページ目のところには、それぞれのプロジェクトについてのポンチ絵の資料を付けてございます。まず文部科学省が主要に関係いたしますのは 1 点目の方で、放射性物質の分布状況に関する調査研究でございます。これは従来からいわゆる土壌の濃度マップを作るということにつきまして、この予算を使わせていただいてやる予定にしているものでございます。中ほどにございますが、時期的には梅雨を迎える前の早急な実施が必要であるという認識の下に、今回の測定では空間線量率のほか、陸地の土壌、河川、地下水といったところも測定の対象にしております。また、対象範囲も福島県のみならず近隣周辺の各県についても今やろうと考えております。実際にこの中の調査研究委員会につきましては、内閣府、原子力安全委員会、農林水産省、経済産業省等の関係府省と連携しつつ、有識者、福島県の関係者にも入っていただきまして、具体的なメッシュといえますか、測定の密度とか測定の範囲については、この委員会での御議論もいただきながら決めていただきたいと思いますと思っているものでございます。おおむね 3 ヶ月程度の実施期間でデータを収集しようと考えているものでございます。2 点目につきましては、農林水産省で全体の取りまとめをやっていただくものでございます。内容については、この資料にあるような内容でございます。内閣府の方から発表されている資料でございますが、この会見でもいろいろと御質問があった事項でしたので、関連するものとして御紹介をさせていただきました。文部科学省からは以上でございます。

○司会

ありがとうございます。それでは、原子力安全委員会から環境モニタリング結果の評価について説明いたします。

○原子力安全委員会事務局

原子力安全委員会事務局の加藤でございます。私からは環境モニタリング結果の評価についてという裏表にコピーしてございます 1 枚紙で御説明いたします。原子力安全委員会のクレジットの紙でございます。今回は文科省から 19 日及び 20 日に公表された情報に基づいて評価を行っております。1 の空間線量、2 の空気中の放射性物質濃度については、特段大きな動きはございません。4 の環境試料の方ですけれども、先ほど文科省からも御説明がございましたが、表側の 1 番下でございますが、20km 圏内での土壌の分析が出ております。こちらの

参考資料では 15 ページ、16 ページにわたって出ております。サンプルを取った点が 16 ページの地図で 4 箇所出ておまして、分析値などが 15 ページに出てございます。まずはプルトニウムについてですけれども、15 ページで文科省が御説明されているような論旨で過去の大気圏核実験によるものという評価は妥当と考えております。それから、ウランについてなんですけれども、こちらではウラン 238 と 234 の放射能濃度比で結論が出されておりますが、私どもとしてはウラン 235 との存在比の関係も注意深く見る必要があるということで、今その点は若干精査させていただいております。お手元の参考資料の 24 ページにまいりますと、今、文科省からもお話がございましたけれども、3 県沖の海洋での広範なモニタリングが始まってございます。C1、D1 などでは検出がされてございますけれども、いずれも濃度限度以下ということでございます。また、海上のダストの中の放射性物質も不検出ということでございます。それから、参考資料の 25 ページ、26 ページにまいりますと、今度は東京電力の方で発電所沖合 30km 圏内、沿岸で行われた結果が出ておまして、1 番あるいは 2 番の地点でセシウムについて濃度限度を超える値が出ていることがあるという状況でございます。今後とも海洋関係は注意深く見守っていく必要があると思っております。最後 5 番目の全国の放射能水準調査でありますけれども、特段大きな変化はないという状況でございます。私からは以上でございます。どうもありがとうございました。

○司会

ありがとうございます。それでは、引き続きまして、3 番目でございますが、各プラントの状況につきまして、東京電力から説明いたします。

<プラント状況について>

○東京電力

東京電力から発電所の状況につきまして、御説明させていただきます。まず 1 つ目が「福島第一原子力発電所の状況」ということで、A4 の縦の裏表 1 枚ものを御確認ください。タービン建屋のたまり水の処理につきましては、午前中の会見で御案内したとおりでございます。後ほど会見終了時までには最新値をお示ししたいと考えております。次のトレンチ立坑、タービン建屋の水位につきましても、同様でございます。放射性物質のモニタリングにつきましては、先ほど海水中の方で詳しく申し上げたとおりでございます。使用済燃料プールの注水、放水でございますけれども、本日は 4 号機に対しまして、コンクリートポンプ車による放水を約 140t 予定しております。裏面の方に移りまして、原子炉圧力容器への注水でございますけれども、1 号機は 6m³/h、2 号機は 7m³/h、3 号

機につきましては、消火系から 6m³/h、給水系から 12m³/h で、合計 18m³/h でございます。少し追加の情報がございますが、本日 15 時 12 分から 15 分におけまして、給水系のポンプの切り替え操作をやっております。こちらはこれまで消防車によりますポンプで給水しておりましたけれども、電動給水ポンプの方に切り替えるということで、15 時 12 分に一旦消防ポンプを切り替えまして、15 分に電動駆動の給水ポンプに切り替えたということでございます。停止期間は 3 分程度でございましたので、現時点で圧力容器の温度等の大きな変化は見られておりません。高台に設置したと書かせていただいたものに関しましては、津波対策ということでポンプ本体を津波にかぶらないところに置いてあるという状況でございます。1 号機への窒素封入とその他瓦れきの撤去状況、飛散防止剤の散布状況につきましては、会見終了時までには本日の実績を御案内できればと考えております。この資料につきましては、以上になります。それから、プラント関係のパラメータの資料を 2 種類御案内させていただきます。1 つは「福島第一原子力発電所プラント関連パラメータ」ということで、水位、圧力、温度などのデータということで、A4 の横の 1 枚もの。同じく A4 の横でございますけれども「福島第一原子力発電所のモニタリングの結果」でございます。こちらに関しましては、皆さまの方でデータを御確認くださればと考えております。敷地内におきますモニタリングの結果でございますけれども、本日は 2 種類でございます。1 つは、取水口付近からの高濃度の汚染水の漏えいの関係で分析を進めているものでございます。資料のタイトルを申し上げますと「福島第一原子力発電所取水口付近で採取した海水中に含まれる放射性物質の核種分析の結果について」ということで、サブタイトルが括弧で「5 月 20 日採取分」ということになります。ページをめくっていただきまして、分析結果を載せさせていただいておりますけれども、防波堤内の濃度に関しましては、横ばい若しくは若干低下傾向になろうかと思っています。なお、本日メガフロートの入港がございましたので、本日最終以降の物揚げ場付近のデータにつきましては、少し変動がある可能性がございます。この資料につきましては、以上になります。続きまして、もう一件は、資料のタイトルで申し上げますと「福島第一原子力発電所タービン建屋付近のサブドレンからの放射性物質の検出について」ということで、こちらはタービン建屋の高濃度のたまり水がございまして、地下水の方に漏れていないかどうかという確認をするために、毎週月、水、金曜日にサンプリングをいたしまして、火、木、土に報告させていただいております。ページをめくっていただきまして、1 号機から 6 号機、参考で採取しております発電所の構内の西側にございます井戸のところのデータでございます。2 号機のサブドレンのところでは 10¹ といったところが最高値でございますけれども、全体といたしましては、毎日変動があるものの減少傾向という形で

見られております。引き続き監視を続けていきたいと考えています。それから、資料提供という形で写真を 3 枚提供させていただきました。これは本日午前 9 時 35 分頃に福島第一原子力発電所の港に到着いたしましたメガフロートの入港の様子でございます。電子データ等もございますので、御活用くださればと考えております。私からは以上になります。

○司会

引き続きまして、冒頭補佐官から説明がございました顧問の件につきまして、東京電力から補足説明がございました。

<東京電力の顧問について>

○東京電力

東京電力の広報の鈴木でございます。よろしく申し上げます。冒頭細野補佐官からお話があったように、これまで何度か御質問をいただいております顧問の件について御回答させていただきと思います。お手元に参考資料がいつているかと思えますけれども、こちらを御覧になりながらお聞きいただきたいと思えます。過日、御質問いただいたときに、まず顧問の人数という御質問をちょうだいしまして、21 名と申し上げました。続いて氏名についてもいうお話をいただいておりますけれども、まず人数については、この資料の下の 3 名を除いて、上から 21 名が現在の顧問の人数でございます。そして、氏名でございます。御覧をいただければと思えます。したがって、現在、顧問はこの 21 名ということです。そして、6 月末になりますけれども、資料の備考のとおり、そのうち 11 名が退任する予定であります。また、昨日の決算発表で退任して執行部を支えるということを明らかにいたしました社長の清水、副社長の武藤、監査役会長の築館の 3 名が新たに顧問として就任する予定でございますが、こちらの 3 名は無報酬ということになります。したがって、7 月以降、顧問は人数が減りまして、13 名ということになります。同時に報酬についても御質問をちょうだいしましたけれども、資料の 1 番下でございますとおり、現在 21 名で年間総額が 2 億 1,900 万円であります。そして、7 月以降は 13 名で総額 9,800 万円になる予定でございます。甚だ簡単でございますけれども、以上、私から御回答をさせていただきます。よろしく願いいたします。

○司会

ありがとうございます。以上をもちまして、説明は全て終了でございます。これからは質疑に入らせていただければと思えます。毎回申し上げておりますが、質疑に当たりましては、是非冒頭に質問項目を全てまとめていただいて、

簡潔にお願いできればと思いますので、よろしく申し上げます。それでは、挙手をお願いいたします。先ほどから手を挙げておられる後ろの列の前の男性の方と、この列の1番後ろの女性の方、お願いします。

<質疑応答継続>

○時事通信 松田

Q：時事通信の松田と申します。海水注入なんですけど、再臨界の危険性があるということと、要するに海水であっても水の注入を続けるということの重要性のどちらが大きいのか、小さいかという話をしたいんですが、結局、東電側は官邸のサイドの方でこういう話になったからといって停止にしたんですが、18時過ぎの官邸での打ち合わせのときに、班目さんから再臨界の危険性があるという話があって、その場でそういう話になったときに、再臨界の危険性があるからその問題が解決するまでは海水は注入すべきでないという議論だったのか、それとも再臨界の危険性もある、海水注入をやるんだったら、そこも考えなければいけませんみたいな漠然とした話だったのか、どちらだったのかをまず細野さんにお伺いしたいと思います。その次に、結果的に55分間中断しました。当日以降、起きたイベントというのが現在大分明らかになっているんですけども、よかったか、悪かったかという話は抜きにして、事実として55分間注水が中断したことによって、事態がどのように悪化したのかという客観的な評価を東電の方と保安院の方をお願いします。

A：（細野補佐官）まず1点目ですけれども、7時半までは水がなかなか入りにくい状況だという前提で話をしておったんです。ですから、水を入れるか、若しくはホウ酸を入れて安全を確保するかという議論をしていたわけではないんです。この準備期間にしっかり確認をした上で、最終的に判断をしてゴーを出した方がいいだろうという判断をしていたということでございます。専門家の皆さんの間からもホウ酸を入れた方がいいだろうという御判断でありましたので、最終的にゴーを出したときには、ホウ酸についても続いて入れるという形になっているということでございます。

A：（東電）東京電力でございますけれども、まだきちんとした炉心の解析はできておりませんが、先般、御案内させていただいた炉心の解析の結果を少し申し上げますと、15時30分の段階でいわゆる非常用復水器が全部止まったということで、その後の進展を解析いたしますと、3月11日の確か19時過ぎだったと思いますが、その時点からペレットの溶融というのが始まっております。今回12日の15時36分に水素爆発が起こっておりますけれども、こちら

にしましては、その後の海水注入の停止でございますので、そういったところには今回の55分の中断にしましては、余り影響がなかったのではないかと考えられます。

A：(保安院) 原子力安全・保安院では、今、東京電力からの報告をいただいて分析している最中ですので、ここでのコメントは差し控えたいと思います。

Q：追加で1点だけ、先ほどの細野さんの説明ですと、海水の試験注入を続けるかどうかというところと、官邸の方から再臨界の話があったということで、どちらの順位が高いかという判断をしたのは、東電が判断をしたということによろしいんですね。

A：(細野補佐官) 何度も同じことを申し上げて本当に申し訳ないんですけども、海水注入ができる状態であるということも、しているということも情報が入っていなかったんです。ですから、私どもとしてはしっかり準備をした上で海水注入をすべきだという判断をしたということです。

Q：要するに止めるという判断をしたのは、東電が判断をしたということではないんですね。

A：(細野補佐官) その判断は私どもはしていなくて、そもそも知らなかったわけです。

Q：ですから、東電がしたということによろしいですね。

A：(細野補佐官) 政府としては、そこは全く関与していないということです。

Q：分かりました。

○司会

それでは、前の列の女性の方。

○TBS テレビ 牧野

Q：TBS テレビです。関連なんですけれども、これは西山さんの方がよろしいのか、試験注入の開始と停止は口頭連絡で、保安院は記録を残していなくて、官邸にも伝えていなかったということなんですけれども、口頭というのはい

けなかったことなのか、それとも妥当だったのか、それはどうなのでしょう。それが 1 点です。以下、細野さんをお願いしたいんですけども、官邸の懸念で注水を停止したということなんですけど、明確な指示ではなく懸念で停止したというのは分かりにくいと思うんですけども、指揮命令系統をしっかりするべきではないのかということ。もう 1 点は、今後事故の検証が行われると思うんですけども、公正な立場に立った検証が行われるためには、例えば東電の議事録、政府の議事録、若しくは航空機事故のフライトレコーダーのようなものを用意してあるとか、公正な検証に絶え得るエビデンスがあるのでしょうか。どんなものがあるのでしょうか。以上をお願いいたします。

A：（保安院）まず保安院の方から、書面であるべきだったかどうかということについては、書面であった方が望ましかったとは思いますが、非常事態のときですから、法律上責められるかどうかというのはよく考えてみる必要があると思います。今ここでは分かりませんが、やむを得ない面もあったのではないかと思います。保安院ではそれを認識していなかったというのが実態でありました。

Q：そこら辺は東電の落ち度ではないということですか。

A：（保安院）東電の落ち度とは言い切れないと思います。そこはよく検証してみる必要があると思います。

A：（細野補佐官）12 日の時期というのは、ベントがようやくできて、その後、状況が更に厳しくなって、水素爆発という極めて厳しい時期だったんです。だからこそ、様々な大事な局面というのは、それこそ担当大臣からの指示という、正に指揮系統に基づいた判断でなされるべきだろうと当時官邸では考えられていたわけです。ですから、海水の注入についても明確に確認ができた段階で 20 時 5 分に指示を出しているということでございまして、その状況の中でいうと、指揮系統は極めて明確であったと思います。

Q：指示に基づかずに海水を注入した東電の判断は間違っていたということなんでしょうか。

A：（細野補佐官）そこは先ほども申し上げましたけれども、是非皆さんに御理解いただきたいんですけど、現場の責任などをここで議論するというのは、む

しろこれからのことを考えれば、1つ1つのことを彼らに本当に責任を持ってやっていたかなければならないので、それはしたくないわけです。ですから、法的には問題ありません。これは法律に基づく、それこそ指示を待たなければできないということではありませんので、現場の判断は現場のぎりぎりの状況の中で、政府としては批難をできないだろうと私は思います。

Q：最後の公正な検証の点について、お願いいたします。

A：(細野補佐官) 公正な検証はできるだけしっかりやりたいと思います。今回、皆さんからのいろんな報道であるとか御質問も受けて、このことについて検証に近いような形で関係者からヒアリングをしておいて、ほぼ記憶がぴったりそろったところについてしっかり書くということでやっておりまして、こういうやり方が1つあると思います。フライトレコーダーのような明確な記録が全部残っているわけではないんです。それぞれの場面で様々な話が行われておりますので、そういったものは特にこの初期の段階には存在をしませんので、全員がしっかりと記憶を呼び戻して、事実をしっかりと述べるということで、当時の状況を確認するのが最もいい方法だと思います。もちろん、記録というのは曖昧になる部分はあり得るんですけども、こういう重要な場面において複数の人間に確認をすれば、かなり確実な事実が明らかになるという印象を今回私は持ちました。

Q：事故発生当時はやむを得ないと思うんですけども、発生以降2ヶ月以上が経っているわけで、IAEAにも検証の結果を報告しなければならないわけですから、明確な検証可能なもの、何らかの方策を考えるべきではないかと思うんですが、いかがでしょうか。

A：(細野補佐官) IAEAの報告書は今作っております。技術的なことについては現在検証しております。どういったものをおっしゃっているのか私も分かりかねるんですが、例えば安全委員会が議事録を残すようにしたり、我々も様々な会議についてできるだけそれをしっかり記録に残したりということは今やっているところでございます。

Q：菅総理は全てオープンにするとおっしゃっていたんですが、議事録というものも後々マスコミに公開されるのでしょうか。

A：(細野補佐官) 全てのものについて議事録を取っているわけではありません

ので、それは何らかの形で公開ができるものと、実際にはないものとかあると思います。

Q：今後なるべくそういったものを残そうという御努力をされるお考えはありますか。

A：（細野補佐官）それは現在もしております。

○司会

よろしいでしょうか。それでは、次の御質問いかがでしょうか。前の男性の方、あと後ろの真ん中の列の方。

○毎日新聞 酒造

Q：毎日の酒造です。確認させてください。海水注入によって再臨界の危険性があるというのは、どういったことを根拠にして安全委員長がこう判断したのか教えてください。それと、7時半まで水が入らないという前提で議論をしていたということでしたら、そもそも官邸としてはこの議論が終わるまでは海水は注入すべきでない、待つて欲しいと思っていたんでしょうか。もう一つ、東電に聞きたいんですが、東電としては一刻も早く海水を入れたいと思っていたわけですね。海水を入れることによって再臨界の危険があるという認識は東電側にはあったんでしょうか。官邸側がこう考えているのと、東電がこう考えているのは、多分その食い違いがあると思ったんですが、そこはお互いどういう認識だったのか教えてください。

A：（細野補佐官）まず原子力安全委員長がどういう理由でそういうことをおっしゃったかということについては、確認はしておりません。それと、7時半までは入れるべきではなかったのではないかといいことを、今、御質問されましたけれども、入れるべきであったか、入れるべきでなかったかということではなくて、入れることができないということを前提に議論をしておりますので、前提がそういうことだったということで、今、おっしゃったような判断をしているということではありません。

A：（東電）東京電力の認識でございますけれども、以前の真水の注水も含めまして、真水の注水、その後の海水の注入の段階では、私どもといたしましては、制御棒の全挿入等がございましたので、海水の注入に関しましては、問題ないものとは判断をいたしておりました。

Q：そうだとすると、そもそも海水注入によって再臨界の危険性がないのかと聞いたのは総理なんですね。だから、総理から始まって安全委員長がそう答えて、つまり海水注入に対して再臨界の危険性があるというのは、恐らく総理発、安全委員長発の話であって、東電側としてはそれはないと思っていたんですね。そこはどうなっているんですか。武黒さんは帰ってしまいましたが、例えば武黒さん本人からは海水をそのまま注入しても大丈夫だとか、そういう話はなかったんでしょうか。

A：（細野補佐官）全てを覚えているわけではないので、明確に記憶を呼び起こせない部分があるんですけども、私の覚えている範囲では海水を入れてもここは大丈夫なので、それでいきたいという話はなかったやに記憶をしております。

Q：先ほどの話で1点確認させてください。海水注入の結果を保安院が総理に説明したのは19時40分までかかったわけですね。そうすると、官邸としてはあくまで保安院が総理に説明してから、海水を注入すべきだったという流れだったんでしょうか。それとも、例えば仮の話をしてもしようがないんですが、実際は7時の時点で海水注入が始まっていたわけです。この連絡が仮にうまくいったとして、要は官邸の中で海水注入は本当にいいのかという話をしているときに既に東電がやっていたとしたら、それは別にいいという議論になっていたのか。それとも官邸の中でやはり海水注入は危ないから1回待てという雰囲気になっていたのか、細野さん、それはどちらですか。

A：（細野補佐官）先ほど武黒フェローの発言についても、そういう話はなかったのではないかとということを申し上げましたけれども、武黒フェロー自身が当分海水は簡単には入らないということを前提に話をしておられたので、先に入れさせてくださいということは多分言うような前提におられなかったんだと思います。ですから、そういった意味では、認識は武黒フェローも我々もほぼ一致をしていたんだらう。つまり海水注入をする場合はどういう条件であるのが安全なのか、その条件が整った時点で入れるという認識が共有されていたのではないかと思います。

○司会

後ろの方、どうぞ。

○NPJ 日隅

Q：日隅です。3点なんですけれども、海水注入の点について1点なんです、これは前段で入りにくいとか、入らないという話があった中で、急遽総理から注入の指示が出ているわけなんですけれども、この経過というのは、入らないと言っているのに入れろと言って、入れろという指示を出したら入ったみたいなのが何となくしっくりこなくて、この間に入らないというんだけれども、どうも入っているようだという情報が来ているのではないかと思うんですけれども、その点はどうなんでしょうとかというのが1つ。あとは放射線の影響の関係なんですけれども、文科省の放射能を正しく理解するためというのが先日聞いたがんの発生率とがん、死の発生率についての訂正ができていないようなんですけれども、これは近々される予定なんですか。それに関連して、原子力安全委員会の事務局から低線量放射線の健康影響についてということがホームページに出ているんですけれども、この中にいわゆる低放射線であっても比例的にがん、死のリスクが発生すると考えるべきだというICRPの記述を引いた上で、1番最後に、しかし、日本のがんの死亡率というのは20%だから、0.5%ぐらい増えても大したことないんだみたいな趣旨のことが書いてある。つまり変動の範囲の中にあると言えるみたいな書き方があって、これは1,000人に5人が亡くなるということのリスクを余りに軽視していて、これは事務局の見解なのか、きちんと委員会の方に話をした上でこういう見解を出しているのかがちょっと分からないので、その説明をしていただきたいということ。細野さんには、1,000人の5人のリスクがあるということを経視するような書き方をしている事務局はいいんでしょうかということストレートに聞きたいです。それから、崩壊熱の件なんですけれども、各号機ごとの燃料の状況、燃料の使用歴等から崩壊熱の状況は変わってくると思いますので、数値、グラフを出していただきたいと東電にお願いしたんですけれども、それはどうなっているんでしょうかということと、もし仮に東電が出せないというのであれば、少なくとも保安院はそのデータを持っていると思うので、保安院から出していただきたいということです。もし保安院が直接のデータを持っていないとしても、燃料の状況とか、使用歴とかは保安院は持っていると思いますので、少なくともそれを基に、数値、グラフは作成できると思いますので、出していただきたい。以上です。

A：（細野補佐官）まず、第1点目の、水が実際には7時過ぎから入っていたという情報は官邸には入っておりませんでした。これは是非皆さんに御理解いただきたいんですけれども、我々も、これだけの事故ですから、いろんな事象について、事実全て認めます。それを覆い隠しても、絶対に必ずどこか

で明らかになるし、決して日本にとっていいことではないし、世界にとってもいいことではないということで、全て真実をお話しします。ですから、その中で確認をした事実を上げていますので、そこは、そういう前提で是非聞いていただきたいと思います。安全委員会の事務局のがんの可能性の話は、私、事実を存じ上げませんので、事実を確認をした上でお答えをしたいと思います。1つお願いなんですけれども、厚生労働省から部長にわざわざ来てもらっているんですね。前回、皆さんからいろいろ御要望があったので、かなり無理を言って来ていただいています、御質問がないのであればお帰りをいただきますので、ありますか。ありましたら、優先して先に聞いてください。終わったら、それぞれ業務もいろいろありますので、この記者会見が担当ではないので、部長には帰っていただきますので、お願いします。

○司会

それでは、取りあえず返していただいてよろしいでしょうかね。

A：（細野補佐官）質問あるんですよ。では、これが終わったら、厚生労働省への質問を優先してやってください。

A：（文科省）文部科学省でございます。冒頭に御回答すべきところ、大変失礼いたしました。御指摘の点について、資料の中に適切でない表現があったと思いますので、今、資料はホームページから落としておりまして、修正していきたいと考えております。

A：（原安委）安全委員会ですけれども、この場でも、低線量放射線の健康影響については正確に伝えるべきだという御意見がありましたので、このようなものをホームページにアップしたわけでありまして。クレジットは事務局になっていきますけれども、委員にきちんと一言一句お諮りして載せているところでございます。要は、100mSv 以下でも一定のリスクがあるという考え方に立っているわけですが、ただリスクがあるというだけではなくて、そのリスクの度合いがほかのリスクと比べてどうかということをお示しすることも、これもまた重要だろうと。ここは委員も非常に重要視しているところでございます、そういったことで最後のパラグラフが入っているということでございます。

A：（東電）東京電力から崩壊熱の状況につきまして御案内させていただきます。これにつきましては、先般、会見で報告させていただいたとおり、5月15日

の時点で1号機が1.4MW、2号機、3号機が2MWでございます。グラフにつきましては、今、準備をしているところでございます。

○司会

日隅さんはよろしいですか。

Q：すみません、聞き漏らしたんですけれども、BqとSvの換算の方法は、今、来ている部長に聞いたらいいんでしょうか。これはテーマと違うんでしょうか。

○司会

換算の方法と言いますと、単に数式の話ですか。

Q：換算の方法についての説明が、どこを見たらいいのかわからないのか。国民がちゃんと理解できるような説明がされているかどうかということなんですけれども。

A：（厚労省）厚生労働省のホームページもございしますが、これは基本的に原子力安全委員会のホームページを引用しておりますので、そちらにお聞きいただきたいと思います。

○司会

それでは、厚生労働省への質問をまずお受けしたいと思います。前の列の女性の方、後ろの列の男性の方、お2人でございますね。お願いします。

○フリーランス 江川

Q：ほかの方にも質問あるんですが、取りあえず厚生労働省関係だということですか。

○司会

一緒に結構です。

Q：一緒にいいですか。まず、1つは、厚生労働省関係だと思うんですけれども、お茶からいろいろ放射性物質が検出されているとか、ただ、農家の方は余り測って欲しくないというような事情もあるようなんですけれども、もっと広域的に、そういった食品関係の調査を推進していくことはされないのかどうかということと、これは文科省にも関わってくるのかもしれないけれども、

いろいろ基準値がありますけれども、特に学校給食で使われるような食材に関しては、より厳しい基準値を設けていく必要はないのかどうかということについて、御見解をいただきたいと思います。あと、東京電力には、非常に基本的な質問で申し訳ないんですが、フェローというのはどういう位置付けなのかを教えてくださいたいのと、以前、この会見で動画のカメラを設置するという話があったように記憶するんですが、それはどうなっているのか。それから、何度もしつこくて申し訳ありませんが、一時金の仮払いはどの程度まで進んだのかということを知らせてください。それから、細野さんには、さっきから水が入らない、入らないと言われているんですけども、どうして入らないという判断なのか、入らないというのは、どこか詰まって入らないとか、そういうことなのか、よく分からなかったの、なぜ入らないという判断をしていたのかということ。それから、安全委員会には、班目さんは再臨界の可能性について、具体的に何とおっしゃったのか、その言葉を聞かせてください。以上です。

A：(厚労省) 厚生労働省でございます。まず、お茶の件でございますが、実は今まで、このお茶の件が出るまでは、福島に隣接する12の都県に検査を依頼しておりました。そして今回、神奈川から出たということで、これも非常に静岡に近いということで、神奈川、静岡にも検査をお願いしたところでございます。これは、どのような状況が出たかということで、また隣接の県、府まで行くかもしれませんけれども、それはその時期に応じて指導していきたいと思っております。ただ、どこの都道府県でも、かなりモニタリングを進めていることは確かでございます。それから、子どもに設定して配慮するというところでございますが、この暫定規制値の基準になりました原子力安全委員会の値は、成人、幼児、乳児、全部について、放射能の影響の度合いと食品の摂取量を勘案して数値を算出しております、その値の中から最も厳しい値を使用値として設定しております、かなり安全側に立った数値を採用しているところでございます。食品安全委員会健康評価全体の見直しもしております。その結果、またそういう値が出ましたら、それに従って、我々は管理の値を考えていきたいと思っております。以上です。

A：(文科省) でございますが、ただ今厚生労働省の御説明にありましたことで、特に学校給食について違う基準を作る必要はないのではないかと思っております。

A：(東電) 東京電力からでございますが、リアルタイムの画像のホームページ

アップにつきましては、今月を目途に準備を今、進めている段階でございます。フェローは現在 5 名おりました、技術研究、研究職ですね、その適切な助言を行う技術系の職員でございます、社長を補佐する役割でございます。仮払いについては、今、確認をしておりますので、確認でき次第、御報告したいと思っております。よろしゅうございますでしょうか。

A：（細野補佐官）入らないというのは、私の理解は、準備が整わないと。水素爆発の後でもありましたので、入るところの状況までたどり着かないという、そういう趣旨と受け取っておりました。正確になぜ入らないのかとか、どういう状況なのかということについて、余りやり取りをした記憶はございません。あと、安全委員長ですけれども、このメンバーの中でその場にいたのは私だけですので、総理から再臨界の可能性はないのかと問われて、再臨界の可能性はありますという趣旨の御発言をされました。

Q：学校の給食の件なんですけれども、さっき厚労省の方は、安全委員会からの基準でとおっしゃいましたでしょうか。

A：（厚労省）この暫定規制値、現在の規制値の基になった数字は原子力安全委員会で作られた値でございます。

Q：ただ、原子力安全委員会は、子どもにも 20mSv ということで、大人も子どもも関係ないという判断をしたこともあるわけなので、もう 1 度、子どもの食材に関して検討するということは考えられないのでしょうか。これは安全委員会にもお伺いしたいと思います。

A：（原安委）安全委員会ですけれども、先ほどの Bq と Sv の換算というのも、恐らく食品の基準での Bq と Sv の換算ということかもしれませんので、その点も含めて御説明いたしたいと思っております。私どもの防災指針の中で決めております飲食物摂取制限に関する指標は、ヨウ素の飲料水、あるいは牛乳などへの含有量の指標につきましては、そういったものを 1 年間取り続けた場合に、甲状腺の等価線量が 50mSv になるような量として定めてございます。また、放射性セシウムについてのそういった指標値につきましては、日本人の普通の食生活の中で取る食品全てにある一定の濃度のセシウムが入っていたとして、年間の実効線量が 5mSv になるのはどのような濃度かということから逆算して決めているものでございます。50mSv/年でありますとか、5mSv/年というのは、ICRP の関連の勧告にある値で載ってきているものでございます。

また、甲状腺の場合ですと、年間 50mSv になる値を計算する、それと食品中の濃度を関係付ける段階では、ちょっとすみません、年齢に応じた考慮をしているかは確認いたしております。

Q：チェルノブイリの事故の後に輸入食品をいろいろチェックするということがありましたけれども、そのときの基準に比べて、むしろ高くなっているという指摘もありますけれども、それはどうなんでしょうか。

A：（原安委）今、チェルノブイリの後の規制値が手元にございませんで、それはまた後ほどということにさせていただきます。

Q：分かりました。では、それは伺ってから、必要があれば再質問します。

○司会

それでは、後ろの男性の方。

○週刊金曜日 片岡

Q：週刊金曜日、片岡と申します。19日に食品の放射性物質の汚染の検査体制について質問させてもらいました。今日、梅田さんが見えているわけですが、先ほど、12都県に依頼したと。静岡、神奈川は今回依頼したということは、神奈川、静岡は12都県に入っていなかったということでしょうか。それが1点。そして、何をいつ検査するかということは、厚労省が指示されるんですか。それとも各自治体任せなのか。委ねられているのか。その点が2点目です。先ほど4月4日に各県に指導ということを言われましたが、どのくらいの食品の検査をされてきたのか。そして、全体の結果はどのような形で開示しているのか。一般の方が見られるような状況になっているのかどうなのか。あと、これは素人の質問なんですけど、ヨウ素とセシウムということですが、それだけで十分なのかどうなのか、ほかに調べる必要はないのかどうなのかという点。あと、時期を見て、これからも依頼を拡大するような発言もされましたが、かなり広範にわたっているということが徐々に、この数日間だけの報道を見ても出てきています。お茶の葉ということは散見されていますが、そのほかにもあるのではないのかという危機感がどんどん高まるのではないかと思います。その辺、検査の拡充、検査体制の状況、これらの課題と、これからの見通しなどを聞かせてもらえたらということです。以上です。

A：（厚労省）まず、検査でございますが、指示を出しているところだけがやっ

ているということではございません。これは47都道府県全てがやっております。先ほど申し上げましたように、食品衛生法における、そのような検査は都道府県の事務になっておりますので、我々としては、まず、福島で事故が起こり、その周辺のところでは高い値が出たときに、その隣の県にまでわたって、こういうものを進めてくださいとお願いしたのが12都県です。そして、今回、このお茶が神奈川で出たということで、神奈川、静岡にもお願いしたということで、そのほかのところではやっていないということではありません。それから、品目につきましてですが、具体的にこれをやりなさいとか、どの頻度でやりなさい、それは都道府県でお考えいただくべきことで、我々が都道府県の状況を全て把握しているものではございませんので、生産状況を勘案した主要な農産物、それから、その都道府県で流通しているもの、それから、いろんな環境モニタリングで出てきたもの、そういうものを踏まえて、都道府県で判断していただきたい。そして、都道府県で、どのような頻度で成すべきなのかをお考えいただきたいということで、こちらの方からお願いをしているところでございます。それから、今まで、都道府県とか、いろいろなところでのデータを集約しております、昨日現在で3,600件。厚労省のホームページを開いていただければ、この3,600件全部分かりますし、時系列に出ております。その地域、地域、例えば、いわき市ならいわき市、宇都宮市なら宇都宮市をクリックしていただければ、そこでどのように出ているかということも見られるようになっております。以上でございます。

Q：すみません、関連で。では、南足柄は自主的な検査によって判明したわけですが、これは今、都道府県が生産状況を勘案して判断している、その判断の中では漏れていたということですね。

A：(厚労省)食品というのは本当にたくさんのものでございます。それを全部、こちらでこれをやれ、これをやれと言うことはできませんので、それは、その都道府県、又は政令市、保健所を持っております中核市、そのところで判断して、自分のところの主要農産物ということで検査をされたわけでございます。その検査のデータについては、すべからく、その都道府県、中核市等でも公表して、今回こういう値が出たということでございます。

Q：しかし、1番茶が5月の始めに収穫されることは分かっているわけで、それが自主検査によってしか出てこれなかったという、このシステム自体、つまり、ほかに漏れているものがどんどん出てくるのではないかという不安が逆にあおられてしまいますが。これで最後にします。

A：(厚労省) それは都道府県でどのようにお考えになるのかということでございますので、都道府県の検査を支援するのが我々の大事な仕事だと考えております。

○司会

それでは、厚生労働省に質問の方を優先ということで、おられますでしょうか。では、後ろの方。

○フリー 木野

Q：フリーの木野と申しますけれども、質問の前に1点、細野さんにはお願いなのですが、今回、厚生労働省の方を呼んでいただくのは大変有り難いのですが、できれば事前にお知らせいただくと、質問等用意しやすいので非常に有り難いのですが、お願いできますでしょうか。

A：(細野補佐官) 木野さん、実は前回に、次、呼んでいきますからと言ったんですよね。

Q：そうでしたか。すみません。申し訳ないです。分かりました。では、先ほどの質問の関連なんですけど、検査体制を含めて、通常のをそのまま継続するというように聞こえたのですが、そういう認識でよろしいでしょうか。

A：(厚労省) 通常のものといえますか、実は、今まで、こういう事故がありませんので、放射線の検査は、国内では、私の知る限り、ほとんどされておりました。されておりますのは、外国のものが日本に入るときに、検疫所で、輸入食品、それから、皆さまがお持ち帰りになる食品についての検査はやっておりました。国内では全くやっておりませんでした。今回、これを受けて、各都道府県、緊急の体制を組んで、例えば、宮城県などは検査ができる体制が全くなかったところを、東北大学に頼んで、検査をしていただいたりとか、本当にいろいろなルートを使って、我々も検疫所、国立保健医療科学院の者も緊急にたくさんの検査ができるようにして、今、対応しているところでございます。各都道府県でも、今までとは違った体制で検査を進めておるところでございます。

Q：そういった都道府県の検査体制に関して、国の方からは、何か指示、指針なり等は出されているのでしょうか。今までやったことがあるとはとても思

えないので、今のお話だと、最終的な期間であるとか、品目については都道府県の判断に全て任せているように思えるので、要するに非常の事態なので、国の方で特別に何か指針を出すなりということはされないのでしょうか。

A：（厚労省）都道府県にただ任せただけではなくて、監視安全課に毎日、都道府県から相談が来て、その相談に我々は答えております。ただ、この品物をやりなさいだけですと、我々はその地方の特産品とか、例えば、最初のころ、葉菜類と言いますか、葉っぱがかなり出たわけでございますが、その県独自で、その県だけで消費されている、我々は全く知らないような、西日本の方は全く知らないようなものもございます。そういう意味では、国の方でこのものと指定されたら、かなり落ちがあるわけでございますので、どのようなものを調べるかというのは、都道府県、現場の住民に近い、その食生活を一番分かっていたところで、衛生部局が常に農水部局と相談しながら、どのようなものを今後やるべきではないかということで進めておるところでございます。それから、測定方法につきましては、先ほど申し上げましたが、平成14年にこういうような測定方法でということを出しております。それから、今年の4月に出しましたガイドラインでも、実際、具体的にこのようなものと特定するのではなくて、このような形で考えてくださいということで、我々の方から通知をお出しして、実際それをどう運用していくかというときには、毎日の都道府県との連絡の中で相談しながら進めておるところでございます。

Q：今の測定方法というのは、きちんと都道府県に配備されているものでしょうか。

A：（厚労省）これは測定方法でございますので、通知で都道府県には行っておるものがございます。それから、測定機器については、都道府県で必ず測定機器を持たなければならないということはありませんので、都道府県で持つておるところもございますし、持っていないところは、検査はそれ相応の機関に依頼していただければいいことになっております。

Q：それは厚生労働省では確認されていますでしょうかというのと、検査体制に関して抜けがあった場合については、最終的な責任というのはどういった形になっているのでしょうか。

A：（厚労省）現在、47都道府県全てで、この食品について検査をしておるとこ

ろでございます。

Q：もう 1 点、最終的な責任、抜け等があった場合は、都道府県の責任ということになるのでしょうか、厚労省の側になるのでしょうか。

A：（厚労省）抜けということがどういうことか、私には分かりませんが、この検査自体については、現在は都道府県の事務になっております。

○司会

厚労省への質問ですね。後ろの女性の方。

○フリーランス 江川

Q：さっきの御回答のことについて聞きたいのですが、セシウムについては、普通の食生活をして年間 5mSv で考えているということだったと思えますけれども、特に福島の人、さっきから給食の話をしているのは子どもたちへの話なんですけれども、普通の生活をしていても、空気、あるいは地面に放射性物質があつて、ほかの地域、例えば、九州だとか、中国地方とか、四国とか、その子どもたちよりははるかにほかの機会で、食べる以外でも放射性物質を取り込む危険性にさらされているわけですね。ですから、そういう地域の子供たちはなおさらのこと、むしろ食べる物から取る数値を下げるという方向に行かなければいけないと思うんですけれども、その点で基準を下げるということは考えられないのでしょうか。それから、さっき質問したチェルノブイリのときには 370Bq/kg の規制だったと思うんですけれども、今、厚労省のホームページに出ているいろんな指標を見ると、例えば、野菜や穀類、肉、卵、魚など、500Bq/kg と書いてあります。輸入食品の方が取る頻度は少ないはずなのに、何で国内の食品になると基準が上がるのでしょうか。そのところを聞かせてください。

A：（厚労省）この食品の値は、先ほど原子力安全委員会からも御説明いたしましたように、国際放射線防護委員会（ICRP）の勧告及び食品摂取量を考慮して定められておりまして、我々はそれを引用しました。これは一般的な考え方で、外国で事故があったときに、その国に入れるときの、いわゆる遮断の数値と、実際、こちらの中で事故があったときの数値の考え方は必ずしも同一ではないというふうに、いろいろな先生方から言われておりますし、500 と 370 を比べましたら、500の方が高うございますが、ほかのいろいろな数値を比べましても、同等のオーダーでございまして、我々は今回、この ICRP の

勧告及び食品摂取量として考慮して定めた、この値に基づいて、きちんと食品の監視をしてまいりたいと考えております。

Q：外国で事故があったときに止めるのと、日本で事故があったときに流通させるものと、どうして基準が変わるのがよく分からないんです。同じ人間が食べるわけなのに、急に耐性が強くなるということも考えにくいと思うんです。ということで、さっきの福島の子どもたちの話についても御回答いただきたいと思います。

A：（厚労省）まず、食品につきましては、輸入食品を検疫で止めるときの考え方でございますが、これは世界で共通の考え方でございますが、基本的にその国で食べるものは自分のところで生産して、外国からのものはなくてもいいという考え方に立っております。我々は、その国で作られたものを食べて生きていかなければならないということがございますので、外で起こった事故のものに対しては厳しい考え方を取るというのは世界に共通した考え方でございます。先ほど御質問のありました人間の体全体の許容量とか、そういうことにつきましては、これは原子力安全委員会の御判断を待ちたいと思います。

Q：福島県の件をお願いします。

A：（原安委）先ほども申し上げましたけれども、こういった指標値を出す過程で、年齢による違いをどう考慮しているのか、そこをよく調べさせた上でお答えさせていただきたいと思います。

Q：分かりました。では、年齢だけではなくて、地域で、福島の場合は、そこで生活しているだけでたくさんの放射性物質を取り込む可能性があるという中で、考慮するのかどうかということも併せてお願いします。

○司会

それでは、梅田部長におかれましては、どうもありがとうございました。それでは、ほかの質問の方、お待たせしてすみません。前の男性の方ですね。あと、向こうの列の前から2人目の男性の方です。

○TBS テレビ 片山

Q：TBS テレビの片山と申します。16日に東京電力が発表された地震当日のプ

ラントデータのまとめについてお聞きしたいんですけども、1号機の運転日誌の中に、17時50分に、エアロック入ったところでオーバースケールしているというコメントが書いてあって、300cpmとありまして、あと、21時8分に、10秒間で0.8mSv、1,000カウント/secという表記があります。これは両方とも放射性物質が建屋内に充満していることを示していると思うんですけども、一体いつの時点から1号機の放射性物質は原子炉格納容器の外に出たのかを、どのように考えているか教えてください。その関連なんですけれども、その後の時間、21時10分に、まだ原子炉の水位は頂部より30cm上にあるというような記録もあって、その時点で燃料が溶融していないのに放射性物質が出ているような結果に見えるんですけども、これをどういうふうに理解しているのかを教えてください。これは、東京電力と、できれば保安院にもお聞きしたいんですが。

A：（東電）16日にお示しさせていただいたのは、現在、東京電力で持っているデータ、いわゆるホワイトボードに記載してある部分を含めて、報告徴収の対象になっておりますので、保安院に提出した資料でございます。こちらに関しましては、現在、分析をしている段階でございます。こういったメモが一体何を意味しているものかにつきましては、検証中でございます。また、21時10分に水位の話がございましたけれども、原子炉水位に関しましては、この段階以降もそうでございますけれども、凝縮層の問題がございまして、適切な値ではなかったのではないかと類推しておりますが、その点につきましても引き続き検証させていただきたいと考えています。

A：（保安院）原子力安全・保安院におきましては、東京電力から提出のあった資料について現在解析中ですので、今ははっきりしたことは申し上げられません。

Q：その関連で、もしこれがそのままオーバースケールであれば、津波が来てから2時間で1号機で放射性物質が出ていることになるので、恐らくどこか配管に問題があるとか、そういうことも想定されているのではないかと思うんです。配管に問題がなくて、ただ損傷と溶融が進んでいだけでは、計算上は2時間では燃料は外には出ないはず、燃料の損傷はないはずなんです。それについての想定はどのようにされているんでしょうか。ちなみに、共同通信などでは、地震による配管の損傷を考えているという報道がありました。地震による配管の損傷はどのように考えていらっしゃるでしょうか。

A：（東電）現時点で得られております、地震が発災してから津波が到達いたしましたほとんどデータのデータが失われるまでの期間につきましては、紙に残っておりますいわゆるチャート、それから、計算機に残っている記録を今、見ているところではございますけれども、地震によりまして直接、冷却材喪失事故が起こったような兆候ではございませんで、原子炉が自動スクラムした後の状況を維持していると考えております。したがって、津波が来るまでの期間につきましては、地震によるスクラム以外の事故がこの時点までに発生しているということは、可能性としては極めて小さいのではないかと思っています。その後、15時30分過ぎに実際に津波が襲ってくるわけではございませんけれども、それ以降につきましては、現在、聞き取り調査、それから、記録類を調べているという段階でございます。

Q：それは、地震が来てから津波までの間に、圧力容器とか水位に変化がないからということよろしいですか。

A：（東電）変化がないというよりも、通常のスクラムが起こった後の変化は起こしておりますけれども、それ以外に何か事故の兆候を示すような水位ですとか、圧力の変化がなかったということでございます。

Q：そうすると、津波が起きてから2時間で放射線が格納容器の外に漏れていることは、その兆候には当たりませんか。

A：（東電）現時点では、地震によりまして津波が襲ってくるまでの約40分間程度につきましては、プラント上、何か異常な状態ではなかったと考えています。その後の状態につきましては、今後の検証、それから、解析によりましてフォローが必要だと考えています。

Q：すみません、もう1点だけ。3月12日の1時5分にドライウェルの圧力が8気圧になっているんですけども、これは圧力抑制室が機能していないということではないかと思うんですが、この圧力抑制室が機能していない理由というのは現在考えられるのでしょうか。それは、例えば、地震による損傷というのはないのでしょうか。

A：（東電）圧力抑制室が機能していないというよりも、圧力抑制室で蒸気を冷却するわけではございますけれども、それ以上の熱源、蒸気といったものが発生して、格納容器の全体の圧力が上がっていたのではないかと考えています。

Q：それは、どこから圧力容器にこれだけの圧力のものが行っているとお考えですか。

A：（東電）現時点ではまだしっかりとした検証ができておりませんが、先般お示しさせていただいたように、1号機に関しましては、15時30分に非常用復水器が全停したという過程で炉心の状況を解析いたしますと、当日の19時過ぎから燃料ペレットの溶融が始まりまして、翌日の6時頃には大部分の炉心が圧力容器の底部に落下したという解析がございますので、そういった炉心の損傷の影響を受けているのではないかと考えています。

○フジテレビ 鈴木

Q：フジテレビの鈴木です。東電の松本さんに3点と、保安院の西山さんに1点お願いします。昨日、1号機の原子炉建屋内に作業員の方が入れまして、ガンマカメラで放射線量の計測を行ったということなんですが、途中結果でもよろしいので、それについて教えていただきたいのが1点。あと、今日15時頃に3号機給水系のポンプの切替え作業を行ったということなんですが、改めて3号機の循環注水冷却への今後のプロセスというか、スケジュール感を教えていただきたいのが次の点。3点目が、メガフロートが今日到着したということなんですが、実は昨日もお伺いしたんですけれども、改めて、メガフロート周りの今後の作業スケジュール、たまり水の移送ですとか、メガフロートについているクレーンによる建屋のカバーの組立て時期ですとか、この3点を松本さんにお伺いしたい。西山さんには、今日、飛散防止剤の散布で作業員の方がお2人けがをされたということで、先日には作業員の方で亡くなられた方もいらっしゃるということで、暑さがだんだん厳しくなってきた、長期化することで作業中の事故も今後増えてくるのが残念ながら予測されると思うんですが、これについて、東京電力に対して、どのような具体策を指導されているのか、これについてお伺いしたいと思います。よろしくお願いします。

A：（東電）まず、ガンマカメラでございますけれども、写真の準備を今、進めているところでございますけれども、配管類が高線量の状況であることは写真等で見えているようでございます。速やかに皆さまに提供したいと考えています。それから、3号機の給水ポンプの切替えでございますけれども、これは作業としてやりました。今後の循環注水冷却への見通しということでございますけれども、こちらに関しましては、給水側への注水によりまして圧力

容器の温度は比較的安定しておりますので、引き続き冷却は順調に進んでいるのではないかと考えています。今後は、水処理システムの準備を急ぎまして、6月中旬からの処理に向けて準備を進めていきたいと考えています。道筋の話のときに御説明させていただいたとおり、水処理システムの稼働と併せまして、上積みが出てきた水につきましては、原子炉側へ戻すラインを考えている段階でございます。それから、メガフロートに関しましては、本日、福島第一発電所に到着いたしました。まだ具体的なスケジュールまでは決まっておりますけれども、御質問の中にありましたとおり、低濃度の汚染水の受け入れ、それから、150t クレーンがついておりますので、これに対する物揚用のクレーンとして利用したいと考えています。現時点ではまだ具体的にいつから、こういった形でこれを利用するかというスケジュールは見えておりませんが、決まり次第、皆さまに御案内させていただきたいと思っております。

A：（細野補佐官）作業員の健康の問題は、保安院も加えて政府全体で取り組んでおりますので、私からお答えをいたします。先日、政府のロードマップでも発表したんですけれども、これまではどちらかというと東京電力に対して、放射線量の管理であるとか、様々な健康管理などについて、政府の側から要請をするという形を取ってまいりました。ただ、徐々に状況が厳しくなってきておりますし、特にこれから夏の厳しい時期にもなりますので、長期的な健康の管理については政府が直接行うという対応にしております。その中でも、特にお医者さんの確保というのは極めて重要な問題でございます。厚生労働省でも対策をするチームを立ち上げていただいたということでございますが、私も直接お願いをして、できる限り早い時期に、24 時間体制で、福島第一原子力発電所の中で何らかの問題があった場合にはいつでも治療が受けられるような体制を整えるべく、今、準備をしているところでございます。

Q：追加で 1 点だけ。ガンマカメラの写真なんですけれども、いつ頃御準備ができますでしょうか。

A：（東電）明日にはできると思いますので、準備させていただきたいと思っております。

Q：ありがとうございました。

○司会

次に、いかがでしょうか。それでは、挙げておられる6人の方で終わりにさせていただきますと思いますので、よろしく申し上げます。前のお2人から。

○東京新聞 酒井

Q：東京新聞の酒井と申しますが、東電の松本さんにお伺いしたいです。今日の午前の会見で、3号機近くの瓦れきで1,000mSv/hの高線量を持つ瓦れきがあったと発表されました。以前にも3号機近くで1,000mSv超の瓦れきを発見されたと思うんですけれども、1号機と同じように建屋が飛んで、水素爆発によって放射性物質が瓦れきについたという認識をしているんですが、なぜ3号機ばかり高線量の瓦れきが発見されるのか、それについてのお考えをお伺いしたいです。

A：(東電)なぜ3号機だけに発生しているのかにつきましては、正直なところ、はっきり分かっておりません。特に1号機と3号機の違いという形で申し上げるとすると、1号機に関しましては、壁面は構造材を除いてほぼ崩落しておりますけれども、天井部分は基本的に真下に落ちたような形状になっております。一方、3号機に関しましては、オペレーティングフロア全体が吹き飛んだような形になっておりますので、そういった爆発の規模というような違いはあろうかと思っておりますけれども、御質問にございますような、なぜ3号機に多いのかにつきましてはまだはっきり分かっていない状況でございますし、もしかすると、1号機側で今後瓦れきの処理を進めていきますと、高線量の物品が見つかる可能性はなきにしもあらずと考えております。

Q：ありがとうございます。

○テレビ朝日 村上

Q：テレビ朝日です。海水の注入について1点だけ確認させてください。確か16日に発表された東電の資料には「試験注入」という表記はなくて、単に「注入開始・停止」となっているんですけれども、前段階でなぜ「試験」という文字が入っていなかったのでしょうか。

A：(東電)5月16日に私どもが公表させていただいたプラントパラメータの中の第7章に、各種操作実績の取りまとめということで注水の記載がございます。そこに関しましては、これまで私どもの中で事実的に確認ができたものということで書いておりますので、試験というような認識ではなくて、実際に注水したかどうかということだけを事実として書いたということでございます。

まして、この注水が試験という認識だったのか、そこまでの確認がまだできていなかったということだと思っております。

Q：「試験注入」という言葉がやや唐突感があったんですけれども。多分、皆さんそう感じていらっしゃると思うんですが。

A：（東電）ここに記載させていただいた表7につきましては、19時4分より海水による注水を開始したという事実関係だけを記載させていただいたということになります。

○司会

それでは、前の女性から。

○フリー 政野

Q：フリーの政野です。大きく4点ありまして、すみません、たくさんですが、まず、20mSv問題ですが、細野補佐官に、衆議院の委員会で、これまでの政府の意思決定に関わっていない専門家が、やはり20mSvは問題だという指摘をされていますけれども、元々これは暫定の基準ということで、夏季休暇までの暫定ということだったと思うんですが、前倒しでこれを見直す必要性が政府内で議論されているかどうかをお教えてください。それから、文科省の方ですけれども、この20mSvの基準に照らして、危険であるというところが1つもなくなったということをおっしゃっていましたが、平常時のような1mSvで評価した場合にどのようなものになっているのかということをお知らせして公表する気はないかどうかということをお願いします。それから、大きく2点目ですけれども、政令改正によって緊急時の労働者の被ばく線量を100から250に上げたわけですが、これも細野補佐官にお尋ねしますが、東電では、この250というのは通常のものとは別枠であると考えておられるので、政府もその考え方でいいのか。つまり、250+100で350まで許容するという考え方を政府は取っているのかどうか。それから、同じ政令の中で、第45条に、事故時の記録については5年間だけ保存すればいいとなっています。これは永久保存に政令改正をしていただきたいと思っておりますが、これについてどう思われるのかということが1つ。大きく3点目ですけれども、昨日、東電の松本さんに、3号機については核爆発があったのではないかと指摘がありますがということをお尋ねしました。これに関連してなんですけれども、今日リリースされました土壌中のウランの測定結果と、昨日、プルトニウムの測定結果を発表されたものとありますけれども、昨日

は、大気圏内核実験において国内で観測されたフォールアウトと同様のレベルである、しかし、これまでの結果から、今回の事故に由来する可能性が考えられると書かれていました。本日のものは、天然と同じという評価になっています。昨日から今日、何があって、プルトニウムとウランで、どのようにレベルが違うのかということをお知らせいただきたいと思います。それから、この採取場所ですけれども、1号機、2号機のスタックから500m離れたところで検出されているわけですが、今後、1号機、2号機のスタック、つまり、建物の排気口に最も近いところで測定するようにしてはいかかということ。それから、昨日のもので、今、お手元になれば後ほど教えていただきたいと思います。5月2日と5月5日で桁が1つ違うプルトニウムの線量が上がっています。①のグラウンドというところですが、5月2日の測定結果は0.052Bq、それから、5月5日、たった3日後ですが、0.4Bqということで、1桁上がって検出されています。これはどうして違うのかということ。それから、3号機について、核爆発があったと、海外でそのように仮説を立てて発表されているシンクタンクがあります。ここは、プルトニウムですとかウランの割合が明らかになれば、それが証明できるとおっしゃっています。松本さんは昨日、出てくるプルトニウム 238、239、240 の割合が核実験によって出てくるものと、今回のものと違うと。

○司会

すみません、質問の途中ですが、是非簡潔にまとめて。今でもかなりの数おっしゃっていると思いますので、すみませんが。

Q：はい。どのような割合かということ公表されれば、海外で疑われている核爆発が黒か白かというのがはっきりしますので、その辺の公表をされる気はないかということ。最後、1点です、すみません。細野さんにですけれども、東電の電力供給力について、石原都知事が、環境確保条例で窒素酸化物の規制を1回免除したけれども、取り消すことも考えるとおっしゃっていました。国の方でもアセス法の免除を言いましたけれども、これも同じように取り消してはいかかかと思いますが、その辺、いかがでしょうか。

A：（細野補佐官）まず、20mSv、学校の基準ですが、この基準を変えることの前倒しを検討されているかどうかという御質問かと思うんですが、私自身は、今、基準が変えられるかということについて、どういう議論が行われているかというのは承知をしておりません。個人的にはいろんな思いがありますが、とにかく大事なことは、できるだけ放射線量を下げて1mSv以下にするという

のが当然求められるわけでありますから、そういう努力を是非政府としてはしていきたいと、そのように考えております。続いて、100 から 250 に政令で変えたという話ですが、これは上げないにこしたことはないわけです。大変残念なことに、変えざるを得ない状況になってしまったということだと思えます。電力会社の方は、別枠にしないとできないという状況が出てきているというのは承知をしております、その一方で、できるだけ放射線量は下げた方がいいわけですから、この基準を守る必要があるという議論が厚生労働省から出ている。双方の言い分はよく分かるわけですし、現実的に、できるだけ放射能が誰かに集中をしないように、低いレベルでやっていかなければならないという努力を最大限行いながら、つまり、基準を維持をすることができるかどうかということについて最大限努力をしながら、それで乗り越えられるかどうかという見極めも含めてやっていくと、そういう難しい判断になるんだろうなと思っております。最後の電力供給力の問題、アセス法についてという御質問をいただきましたが、私、その部分についての全体の知識を欠いておりますので、調べた上で次回、答えさせていただきたいと思えます。

A：(文科省) 文科省でございます。私、先ほどの説明の中で、危険がなくなったという言葉は使った記憶がございません。基準値を下回ったとだけ申し上げたつもりでおります。あと、1mSv についてですが、5月11日までの積算線量のマップには1mSvの線を書かせていただいているところでございます。御指摘につきまして、技術的にできるかどうかはまた検討してみたいと思えます。

A：(東電) 東京電力から、ウラン、プルトニウムの分析の結果について述べさせていただきます。まず、昨日のプルトニウム、それから、本日のウランでございますけれども、これはいずれも検出いたしましたけれども、濃度といたしましては、通常、日本国の中で見られる程度のものでございます。プルトニウムにつきましては、過去の核実験の影響、それから、ウランにつきましても、天然のウランが存在するということがございますので、そのレベルでございます。ただし、プルトニウムに関しましては、御質問の中にあつたとおり、238 に対する 239、240 の割合が、いわゆる過去の核実験の際に発生した比と違いますので、今回の事故の由来ではないかと判断しているということでございます。また、ウランにつきましては、天然に存在するものと同じレベルではございますけれども、この誤差の範囲、若しくは変動の範囲内で事故の影響については吸収されていて、見えなくなっているということでございますので、もう少し大きなウランの放出があれば、明らかに分析の結

果として出てきますけれども、それよりずっと小さくて、天然で見つかる変動の範囲内のウランだということでございます。それから、昨日のプルトニウムの分析の中で桁が違うということがございますけれども、プルトニウムに関しましては過去にも分析を行っておりまして、その前には 10^{-1} といったレベルのものが検出されています。したがって、こちらはサンプリング点の違いによりますばらつきの範囲内ではないかと考えています。それから、プルトニウムとウランの比でございまして、こちらに関しましては、手元に資料がございませんけれども、過去にプルトニウムが発生した際のプレス文の中に正式な比の値を書かせていただいております。

Q：細野さん、破局的な基準にしないでほしいということを踏まえて、今、核エネルギーによる電力はもう欲しくないという方が大変増えていまして、自分たちで自然エネルギーを選べるような電力体系にならないだろうかと素朴に考えていらっしゃる方が大変多うございます。それについてはどのようにお考えでしょうか。

A：（細野補佐官）そういう思いを持たれる方がたくさんおられるということによく理解はできます。また、そういう電力を積極的に後押しをするということも政府の大方針だと考えております。あとは、選択をできる仕組みをつくれるかどうかというのは、これはシステム全体に関わるところで、それができるかどうかということについては、私の方で今、判断をしかねるところはあるんですが、様々な市民の皆さんが持っておられる、自然エネルギー、新エネルギーをしっかりと後押しをしていきたいという思いが実現をできるような、是非、政治的な政府の動きをしていきたいと思っております。

Q：松本さん、先ほどお答えが1つ漏れてしまったんですけれども、1号機、2号機のスタックから500mのところまで今、測っていますが、スタックそのものの、排気口に1番近いところで採取すれば最も正確ではないのでしょうか。先ほど言ったばらつきが出るということはないのでしょうか。

A：（東電）ばらつきそのものは、現在、発電所の構内3箇所採取しておりますので、いずれも通常の変動の範囲内ではばらついているということではございます。また、より近い場所でのサンプリングにつきましては、検討させていただきたいと考えています。

○司会

それでは、次の方。

○ジャパン TV 白木

Q：ジャパン TV の白木です。先ほどの質問ですけれども、現在、海外から援助物質で入っている放射性サーベイメーター等々の総数と、現在、その所在地はどこにあるのかということが1点。2点目は、東京都や川崎にある大学や企業が持っている核実験施設の場所を教えてください。3点目、日本政府として、東京大田区の町工場や静岡、大阪の町工場の力、日本の底力を結集して児童を守るために持たせる防犯ブザーのようなガイガーカウンターを普及させるお考えはありますか。以上、3点です。

A：（東電）サーベイメーター関係に関する支援物資でございますけれども、まだ正確な数字ではございませんけれども、サーベイメーターとして、およそ210台が主にJヴィレッジにございます。

Q：そんなに少ないですか。

A：（東電）外国からの支援という意味では、およそ210台を提供くださっているという状況になっております。また、福島第一にはもう既に1,000台以上の個人の線量計を配備しております。

A：（細野補佐官）相当数のサーベイメーターをいただいております、一部を東京電力に、一部を、例えば、いろんな自治体であるとか、そういったところにお渡しをしているんですね。ですから、総数は東京電力自身は把握していないと思います。今、手元にデータがありませんので、全体を把握できるかどうか分からないんですが、把握ができれば、またお知らせをしたいと思っております。

Q：海外の援助物資、志をちゃんと把握できていないというのは私には理解できないんですが。

A：（細野補佐官）どこの国から幾つもらったのかというのは把握しているんですね。それをどういうふうに分けたのかということについて、詳細に全部把握しているかということについて、正確にデータがないかもしれないということを申し上げました。

Q：総数も分からない。

A：（細野補佐官）いや、総数は分かるんですよ。

Q：総数は発表していただけるんですか。

A：（細野補佐官）外務省のホームページに全部公開しているんです。ですから、そこに総数は出ていると思います。

Q：国別に。東京や川崎にある大学や企業が持っている核実験施設の場所を教えてください。

A：（文科省）核実験施設の定義があれなんですけれども、例えば、核燃料物質の使用の許可を持っているとか、研究炉の許可を持っているとかいうものについては、許可の事業者ということでホームページか何かに出ていたかと思えます。そういったことでよろしいでしょうか。

Q：どこのホームページですか。

A：（文科省）文部科学省で研究炉の許可の事業者についてはホームページに載せていたと思います。確認いたしますが。

Q：川崎の東芝とか、載っていますか。

A：（文科省）研究炉とか、臨界実験装置については載っていたと思います。

Q：廃炉も含めて。

A：（文科省）許可を持っている事業者については載っていると思います。

Q：そうですか。あと、ガイガーカウンターが、中国製の粗悪品がいっぱいやってきまして、1個10万円もするような事態になっているんですけれども、町工場力を集結させて国民に普及することはできないんでしょうか。心配している御両親がいっぱいいらっしゃるんですけれども。

A：（文科省）先ほどの御質問は、生徒に持たせる放射線の計測器等、そういう

商品がまずあるかどうかということかもしれません。

Q：それを開発していただく考えはあるかということです。

A：（文科省）今のところ、我々で検討しているのは、既存の放射線測定装置について、例えば、学校の先生に持っていただく、特に福島県については、そういう対策をしようということです。

Q：秋月キットとか、すごい簡単な回路なんですよ。GM 管さえあれば簡単にできるものなんです。

A：（文科省）商品開発をどうするかは、今のところ、特に承知してないです。

A：（細野補佐官）今、どれぐらい供給をされていて、どれぐらい需要があって、足りないのかという状況については、1回しっかりチェックをしてみたいと思います。その上で、供給が足りないんだとすれば、いろんなことを考えなければならぬと思いますので、そこは少し時間をいただければと思います。

Q：よろしく願いいたします。

○司会

それでは、あと2人だったと思います。こちらの方、次に隣の方ですね。

○フリー 木野

Q：フリーの木野です。まず、東京電力の松本さんに、高濃度の汚染水をためることのできる仮設タンクを準備中だということですが、具体的な内容は明らかになりましたでしょうか。それから、トレンチとたまり水のアルファ核種の分析は今、検討中だということですが、結果を公表されるのでしょうかというのと、サンプリングの日程は公表していただけるのでしょうか。それから、保安院、安全委員会の方々に、今日のリリースで、前は高いものがあつたんですが、1,000mSvの瓦れきが出たということなのですが、1,000mSvというと、例えば、炉水をかぶるとかしない限り、これだけの高い濃度は出にくいように思うのですが、保安院、あるいは安全委員会では、どうして高い線量の瓦れきが出たか、これに関して検討されているのでしょうか。どういう認識でしょうかというのをお聞かせください。あと、もう1点、これも東京電力の松本さんに、アレバのシステムで1つだけ確認なんですけど、まず、プルト

ニウムは対象になっているかというのは公開していただけますでしょうか。もう1点、アレバの副社長が昨日、フジテレビのBSのニュース番組に出てまして、取りあえずは汚染水の処理、吸着、沈殿、貯蔵まではやるけれども、その後の貯蔵したものの処理、スラッジの処理等に関してはこれからの契約になるということをお願いしていたのですが、これは統合本部の方では認識していましたでしょうか。認識していたとすれば、今後、スラッジの処理等はどのような形になるでしょうか。以上、お願いいたします。

A：（東電）高濃度の汚染水をためるタンクの設置につきましては、7月上旬の設置に向けて、今、作業を進めている段階でございます。それから、たまり水のアルファ核種につきましては、近々公表できると思っております。今、準備を進めている段階です。それから、アレバのシステムでございますけれども、こちらに関しましては、現時点で考えておりますのは入口の核種の分析の結果と、出口の核種の分析の結果につきましては公表させていただきたいと考えております。それから、契約上、吸着、沈殿というようなところにつきましては、私、副社長が出たテレビは拝見しておりませんが、貯蔵に関しましては、スラッジは非常に高レベルの廃棄物になりますので、適切な保管が必要かとは考えております。

A：（保安院）原子力安全・保安院ですけれども、3号機の近くの1,000mSvの瓦れきについては、原因ははっきりとは分かりませんが、考えられることとしては、3号機の近くということで、水素爆発のときなどに3号機由来の高レベルの放射性物質が付着した可能性があるのではないかと思いますけれども、それ以上は今、分かりません。

A：（原安委）安全委員会ですけれども、保安院では、先日、東京電力から提供されました運転データなどに基づいて、今、評価をされていると思いますので、特に3号機の周辺では高線量率のこういったものが多いわけですが、その要因などについても分析の中で触れていただくことを期待しております。そういうのが出てきた段階で、安全委員会としての考えを示してまいりたいと思います。

○司会

よろしいでしょうか。

Q：細野さんにも、契約内容、処理方法について、第2段階ということをお

ていたんですが、これは認識されていましてでしょうか。

A：（細野補佐官）アレバと東京電力の契約内容そのものについては、民民のものであるので、全てを把握しているわけではありません。横から見ておりました感じますのは、金額の部分であるとか、契約の範囲であるとか、そういったことについて必ずしも明確でない部分があるのかなということについては心配をしております。

Q：先ほどの松本さんの回答で確認なんですが、まず、高濃度の汚染水は、7月の中旬目標の作業ということですが、具体的にどういう形でこれをためるような仕組みになるのでしょうか。もう1つ、アルファ核種の分析を準備しているということですが、何をどういう形で準備されているのでしょうか。以上、取りあえずお願いします。

A：（東電）仮設タンクの漏えい確認をした上で、盛土のようなもので遮へいを施したいと考えています。それから、アルファ核種につきましては、分析結果を表の形式等に取りまとめて公表させていただこうというふうに準備を進めている段階でございます。

Q：仮設タンクなんですが、以前、高濃度のものはためることができないので汚染水を外に放出したという経緯があったんですが、これはなぜためられるようになったんでしょうか。

A：（東電）ためられないということは申し上げていなかったと思います。こちらに関しましては、単にタンクを置くだけですと、周りに放射線の影響が出ますので、遮へいが必要だと考えております。

Q：遮へいは盛土というのは、単純にタンクを埋めるのではなくて、タンクの周りに盛り土をする。

A：（東電）半地下にするのか、埋めるのか、盛土にするのかというところはまだ私もはっきり存じませんが、そういった形で遮へいする必要があるかと思っております。

Q：はっきりしたら教えていただけますでしょうか。

A : (東電) はい。

Q : それから、保安院に、今、安全委員会から瓦れきについて評価しているというお話があったんですが、評価の結果というのはいつ頃出されるんでしょうか。

A : (保安院) 今は分かりません。

Q : 分からないというのは、評価しているかどうか分からないということでしょうか。

A : (保安院) それも含めて、今は分かりません。

Q : いつ分かるんでしょう。どなたが知っているんでしょうか。

A : (保安院) 今は誰も知らないと思います。

Q : 評価というのはやっていらっしゃるんですか。

A : (保安院) 我々もその話は聞いたばかりですので、現在は分かりません。

Q : 安全委員会の加藤さん、これはどういうことなのか。

A : (原安委) 私もやっている決め付けて申し上げたわけではなくて、こういったことも扱っていただけるといいなということで申し上げたわけです。

Q : それは、安全委員会からの助言で、そういうものを評価して欲しいということになっているんでしょうか。

A : (原安委) いちいち個別の細かいことまでは申ししておりませんが、保安院ではいろいろ、当然、技術的にやらなくてはいけないこともありますし、あと、今回起きた事柄について、特殊性のあることについては、どういった過程でそれが起きたのかということはまとめていただきたいと思っています。

Q : 保安院は、まとめる予定があるかどうかは分からないということでしょうか。

A : (保安院) はい、それで結構です。

Q : 分かりました。

○司会

最後に、お隣の方、お願いします。

○NPJ 日隅

Q : NPJ の日隅です。3 点なんですけれども、まず 1 点目は、先ほど聞いていた原子力安全委員会の事務局が出された「低線量放射線の健康影響について」というホームページの最後の段落のことなんですけれども、この説明は、100mSv の場合、がん死亡のリスクが 0.55% 上乗せされるんだということを前提としながら、100mSv の被ばくによるがん死亡率は、毎年の、あるいは地域によるがんの死亡率の変動の範囲の中にあるとも言えますという表現を取っているんですが、0.55% はあくまでも変動の上に上乗せするわけであって、範囲の中にあるということは、ICRP の考え方は全く取っていないと思うんです。これは完全な誤りだと思いますので、この点について、委員会に確認をしていただきたいと思います。

○司会

御質問の途中で恐縮でございますが、同じ趣旨の質問につきましては、是非控えていただく等々していただきたいと思います。

Q : いえ、違いますよ。先ほどは厚労省の人がいたので、この点については聞かなかつたんです。なので、今、聞いているわけですね。

○司会

もし同じ趣旨の質問であれば、2 度目というのは避けていただければということでございます。

Q : ですから、追加というか、さっきの答えに対する私の方の質問です。それから、最後の段落があることによって、この健康影響についてというものを読んだ方は、安全委員会は 100mSv の 0.5% のがん死については別に構わないと考えているんだと、そういう受け止め方をしている方がいますので、その辺についての配慮も是非、併せて願いたいと思います。それから、2 つ目は、

例のチェルノブイリ事故の後、安全だと言った、つまり、フランスでは特に被害がないんだということを言ったフランス放射線防護中央局長のピエール・ベルラン教授という方が告発されて、現在、裁判にかかっているわけです。こういう事故が起きた場合に、そういう情報が出ることによって大きな影響を与えることについて、細野さん、つまり、政府として、他国の経験を生かして、日本国として、より国民の健康に影響を与えないような、より安全な政策を取ろうということ、例えば、そういうことを調査されているかどうかということが1つです。最後の1つは、ちょっと違うと思うんですけども、相続放棄の期間3ヶ月が近づいていて、いろんな状況で相続の放棄ができない方がたくさんいると思うんですけども、相続放棄についての期間の延長の検討がどこまで進んでいるのか、されているのかということ、もし御回答いただければ、細野さんから御回答いただきたいと思います。以上の3点です。

A：（原安委）安全委員会ですけれども、最後のパラグラフにつきましては、これはICRPが言っていることではなくて、日本の原子力安全委員会の考え方があります。これを付けておきますのは、0.55%上乗せになるということの量的な意味合いはということなのかを示す1つのやり方として、こういうのを使っているわけですし、0.55%が構わないと思うかどうかは、お1人お1人の受け止め方の問題であると思っています。安全委員会としては、こう書いたことで、それが構う、構わないという価値判断を示しているものではないというつもりで書いてございます。

A：（細野補佐官）まず、相続放棄については、これは原子力だけではなくて、災害全体に関わる問題でございまして、これは法務省だと思うんですが、そちらにお問い合わせをいただければと思います。フランスの例をお出しになりましたけれども、できるだけ正確な情報を出すというのは当然政府としての責任でございまして、そこは他国の状況を調べるまでもなく、国民の皆さんに分かりやすく正確な情報をお伝えをするという努力が必要だと思います。

○フリー 政野

Q：先ほどのホームページの件なんですけれども、私はこれは評価、説明の問題ではなくて、最後の行は明らかに間違った説明だと思っているんです。つまり、範囲の中ではなくて、範囲の外として考えなければいけないはずなんです。その点、できれば委員会にもう1度確認をして、今日でなくて結構で

すので、御回答いただきたいと思います。それで質問を終わります。

A：（原安委）おっしゃっている意味が分かりましたので、どういう言い方があるか考えたいと思います。

○司会

それでは、以上で質疑を終わらせていただきます。

A：（東電）東京電力からですけれども、先ほどお尋ねの賠償金の仮払いの状況ですけれども、昨日、5月20日現在で27,000件のお支払いをしております。現在も継続中でございます。以上です。

○司会

それでは、東京電力から、今日の作業の状況について。ちょっと待ってください。マイクを入れましょう。

Q：先ほど細野さんにお尋ねした中の1つが漏れていましたので、もう1度お願いします。事故があったときの記録保存が5年間というふうに、今、政令で定まってしまっています。これを永久保存に変える政令改正をお願いしたいという点です。今すぐ答えは要りませんので、次回にでも政府で検討した結果をお教えてください。

A：（細野補佐官）御趣旨はよく分かりました。次回すぐに検討の結果が出るということは難しいと思いますが、大事な御指摘だと思しますので、その点は私もしっかり考えたいと思います。

＜東京電力からの本日の作業状況説明について＞

○東京電力

それでは、東京電力から、本日の実績につきまして御案内させていただきます。原子炉の注水状況でございますけれども、1号機が6 m³/h、2号機が7 m³/h、3号機が消火系で6 m³/h、給水系で12 m³/hで、計18 m³/hで注水中でございます。1号機の窒素封入でございますけれども、本日の14時現在、格納容器の圧力といたしまして131.6kPa、窒素の封入量としましては、2万9,200 m³でございます。それから、1号機の原子炉建屋関係の作業といたしましては、空冷チラー等の仮組み作業を引き続き実施中でございます。それから、使用済燃料プールの注水と放水でございますけれども、本日、4号機に対しまして、16

時から4時間の予定で注水中でございます。約160tの水をヒドラジン込みで入れる予定でございます。それから、タービン建屋の移送の状況でございますけれども、2号機に関しましては、本日17時現在、プロセス主建屋の増加量は3,331mmでございます。本日7時に比べまして約50mm上昇になります。移送開始からの累計量といたしましては8,220m³になります。3号機の移送でございますけれども、本日17時現在の値といたしまして、雑固体廃棄物減容処理建屋のレベルの増加量といたしましては、1,678mmでございます。7時より173mm上昇でございます。移送開始からの移送量の累計値は1,140m³でございます。また、本日は6号機に対しまして、タービン建屋のたまり水の仮設タンクへの移送、約80tを行っております。それから、トレンチの水位の状況でございますけれども、本日17時の値といたしまして、1号機が小名浜ポイントを基準にいたしまして1,020mm、2号機が3,240mm、3号機が3,360mmでございます。1、2、3号機とも値の変化はございませんでした。タービン建屋の水位でございますが、こちらは、本日17時の値といたしまして、1号機が5,050mm、2号機が3,230mm、3号機が3,330mm、4号機が3,480mmで、4号機は本日朝の7時より30mm上昇でございます。それから、飛散防止剤の散布でございますけれども、クローラーダンプは元々予定がございませんでしたけれども、有人によります散布は、作業準備中けが人が発生したため、本日の作業を中止いたしております。それから、リモートコントロールによります瓦れきの撤去でございますけれども、本日、1号機原子炉建屋西側周辺にてコンテナ11個分の瓦れきの処理を終わっております。コンテナの累計量といたしましては、196個になります。3号機と4号機の大物搬入口の瓦れきの撤去、それから、柱の解体、仮設照明取り付けといった工事は引き続き実施中でございます。それから、原子炉の注水ポンプの高台への移設工事につきましては、先ほど御案内させていただいた3号機に対しまして、消防ポンプから高台に移設したポンプからの注水に切り替えております。あと、明日の工事の予定でございますけれども、モニタリングポストの3番に対しまして環境改善作業を実施します。8番で実施したと同じように、モニタリングポストの清掃、それから、地面への鉛毛マットの布設を予定しております。以上でございます。

○司会

ありがとうございました。それでは、以上をもちまして本日の記者会見を終わりとさせていただきます。長時間にわたりましてどうもありがとうございました。次回でございますが、明後日23日月曜日の16時半からということで予定しておりますので、よろしく願いいたします。今日はどうもありがとうございました。